

<資料編>

**資料 2:「実施要項作成時における競争性改善上の
チェックポイント」(総務省行政管理局公共
サービス改革推進室官民競争入札等監理
委員会)における検討案件の反映状況**

2.1 科学技術研究調査(総務省) 基幹統計

2.2 消費動向調査(内閣府) 一般統計

**2.3 容器包装利用・製造等実態調査及び分析に
おける抽出計画作成等事業・統計表作成等
事業(農林水産省・経済産業省) 一般統計**

「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」による仕様書の評価結果 2.1 科学技術研究調査(総務省) 基幹統計		市場化テスト中: 2014年4月～2016年12月		市場化テスト終了後: 2017年4月～2019年12月	
1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について(法第9条第2項第1号、第14条第2項第1号)		評価	備考	評価	備考
①	事業の委託範囲は、実施要項によって特定されており、明確であるか。	○	「1科学技術研究調査の概要」の「調査対象」～「5調査方法」	○	「2.業務概要」の「1科学技術研究調査の概要」～「6調査方法」
②	複数の業務を一つの業務に統合したり、一つの業務を別々の業務に業務単位で分割したりすることにより、参入障壁を緩和できる可能性を検討したか。	非該当		非該当	
③	業務内容(作業内容)が具体的に特定されているか。「～等を行う」、「～が望ましい」、「必要に応じて」、「～以外を実施する」、「(記載された業務内容は)最低限の要求事項である」、「その他必要に応じて」などの曖昧な記載をしないこと。求める成果だけでなく、プロセスを明記すること(「データを集める」ではなく、「～を行って、データを集める」等)	○	「2科学技術研究調査に係る委託業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質」	○	「3委託業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質」
④	業務を行う上で協力や連携が必要となる関連機関について、具体的にどの機関と協力、連携すべきか明らかにしているか。必要に応じて関連機関に関する情報を注記すると共に、民間事業者の希望があれば実施府省から関連機関に協力要請することを明記する。	非該当	総務省以外に関連機関はは見当たらない。	非該当	総務省以外に関連機関はは見当たらない。
⑤	作業量の多い業務、専門性の高い業務の一部について、事業者自ら実施する必要はなく、再委託が可能である場合には、その旨明記する。	○	「9.5(10)再委託」	○	「9.5(8)再委託」
⑥	再委託先や関連機関等と締結する契約について、質の確保の観点から発注者が契約について一定の内容を求める場合(著作権の帰属等)には、その内容を示すか契約書のひな形等を添付する。	×	「9.5(10)再委託」に関連する記載はない。	×	「9.5(8)再委託」に関連する記載はない。
⑦	落札者決定後速やかに引継ぎを行えるよう、現行事業者や発注者が協力して引継ぎを行うことが記載されているか。	○	「2.1(2)業務の引継ぎ」	○	「3.1(2)業務の引継ぎ」
⑧	施設、貸与物件、資料等の引継ぎにあたり費用負担が大きいもの、原状回復の必要があるもの等について、引継ぎ方法や費用負担が明記されているか。また引継ぎ期間は十分に取られているか(少なくとも従前以上)。	△	「2.1(1)総務省からの貸与物件」及び「(2)業務の引継ぎ」費用負担や引継ぎの具体的手順の記載はない。但し、5.1入札スケジュールに業務の引継ぎは契約締結後10日以内とある。	△	「3.1(1)総務省からの貸与物件」及び「(2)業務の引継ぎ」費用負担や引継ぎの具体的手順の記載はない。
⑨	実施府省及び事業者の作成した著作物等については、引継ぎの際の権利義務の帰属に関する取扱いが明確であるか。	非該当	著作物等の言及がない。引継ぎにもその言及はない。	非該当	著作物等の言及がない。引継ぎにもその言及はない。
⑩	定量化できない事項を定性的な達成目標とする場合は、国の行政機関等が要求する水準について可能な限りわかりやすく記述されているか。	非該当	定量調査	非該当	定量調査
⑪	業務を行うに当たり確保すべき質を設定する際には、民間事業者の責めによらない事由(利用者や発注者の事情による数値の変動等)が含まれないよう考慮すること。	○	「2.3業務の実施にあたり確保されるべき質」名簿不備または廃業などへの言及が見られないが、第9.1(1)の毎週報告での情報交換で対応できていると思われる。	○	「3.3業務の実施にあたり確保されるべき質」名簿不備または廃業などへの言及が見られないが、第9.1(1)の毎週報告での情報交換で対応できていると思われる。
⑫	委託費の増減額措置を設定する場合には、対象公共サービスの達成水準を客観的に示す定量的な指標と連動させるなど、第三者から見ても納得できる明確な基準・事由に基づいて行うこと。また、増減の金額や割合、対象となる委託費の範囲、増減額の上限などを定めること。	非該当	増減措置の言及は実施要項にはない。	非該当	増減措置の言及は仕様書及び契約書にも見られない。返信は総務省、データ処理も総務省であり、回収増減の受託者への影響はないためと思われる。発送費用は精算払いとなっている。
⑬	減額措置は民間事業者の意欲を著しく削ぎ、かえって参入障壁となったり、契約関係からの離脱を促すような内容とならないよう留意する。減額の実施を契約解除の条件とする場合には、そのための手続を定めること。	非該当	減額の実施を契約解除の条件とする場合の言及はない。	非該当	減額の実施を契約解除の条件とする場合の言及はない。
2. 実施期間について(法第9条第2項第2号、第14条第2項第2号)					
①	単年で実施している事業については、設備やスキル構築への投資効率を考慮し、競争環境を減殺しない程度に複数年とすることを検討しているか。	非該当	3年度契約である。	非該当	3年度契約である。
3. 入札参加資格について(法第9条第2項第3号及び第3項、第14条第2項第2号及び第3項)					
① ☆	入札参加資格は、特定の事業者しか応札できないなど、競争性を阻害するような要件となっていないか。	○	「4.民間競争入札に参加する者に必要な資格」を見る限り妥当である。	○	「5.民間競争入札に参加する者に必要な資格」を見る限り妥当である。

② ☆	入札参加資格要件は、客観的に証明できる事項のみとし、評価が分かれる可能性のある事項(対象公共サービスの実施体制や事業実績に関する事項等)は技術点の評価項目として位置付けること。	○	「6.落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定方法」	○	「6.落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定方法」
③ ☆	競争参加資格の等級について、応札者の拡大のため、可能な限り下位の等級まで含めることを検討しているか。	○	「4.民間競争入札に参加する者に必要な資格」にの5にA～C等級とある。	○	「5.入札参加資格に関する事項」の4にA～C等級とある。
④ ☆	共同体による入札参加資格を定めること。その際、共同事業体の構成に条件を付さないこと(「地理的要因から単独で事業を実施できない場合」等)。	○	「4.7」で共同事業体参加を認めている。	○	「5.6」で共同事業体参加を認めている。
⑤ ☆	共同事業体では、グループの構成員全てに求める必要のない入札参加資格については代表者のみに求めることとし、その他の構成員については必要最低限の入札参加資格にすること。特に業務実施体制については共同事業体全体として業務実施が可能なことを示すことで足りるとすること。	○	「4.7」を見る限り、問題はない。	○	「5.6」を見る限り、問題はない。
⑥ ☆	業務を実施する上で必須となる事業者の法的資格については、原則的に入札参加資格とする。ただし、資格取得の手続き等に配慮して落札後業務開始時までには備えればよいとすることも検討すること。	非該当	「業務を実施する上で必須となる事業者の法的資格」の言及はない。	非該当	「業務を実施する上で必須となる事業者の法的資格」の言及はない。
⑦ ☆	その他の資格については、当該資格を要件として求めても一定の応札者数が確保できること、専門能力を担保するのに他の代替手段がないかを検討し、必要最低限の入札参加資格とすること。	非該当		非該当	
⑧	入札参加資格要件として一定の地域内に本店・支店が置かれていることを求める場合には、当該要件を求めても一定の応札者は確保できるよう、本店・支店の設置範囲を制限しないこと、営業所を含めること等について検討し、必要最低限の入札参加資格要件とすること。	非該当		非該当	
⑨	業務を実施する上で特定の施設・設備を保有していることが必須である場合には、原則として入札参加資格要件とすること。ただし、参入障壁緩和の観点から、落札後業務開始までに保有すればよいとすることも検討すること。	非該当		非該当	
⑩	入札参加資格として民間事業者又は業務従事者の知見・技術力等を求める場合には、その客観的な証明手段を明記すること。	非該当		非該当	

4. 入札参加者の募集について(法第9条第2項第4号、第14条第2項第4号)

① ☆	入札広告から事業開始までのスケジュールは十分余裕をもったものとなっているか(少なくとも従前以上)。	○	「5.民間競争入札に参加する者の募集」 公告:平成25年12月下旬頃 開札:平成26年4月上旬頃 業務の引継ぎ:開札後10日以内 「従前以上」かは確認できないが、問題ないと思われる。	△	「6.入札に参加する者の募集」 公告:平成28年11月下旬頃 開札:平成29年3月上旬頃 日程的には問題ないが、実施要項にあった「業務の引継ぎ」の言及がないので△とした。
②	入札公告から入札書類提出までの期間が十分確保されているか(少なくとも従前以上)。また、入札書類はインターネット等の安易な手段により入手できるか。	○	同上	○	「従前以上」かは確認できないが、問題ないと思われる。
③	入札説明会後から入札書類提出前までの期間に、質問期間が十分に設けられているか。	○	同上	○	同上
④ ☆	競争条件を損なうことがないよう質問への回答や情報提供は原則として公表することとする。ただし、公表することが民間事業者の不利益となる場合には質問者の意向を聴取した上で公表しないよう配慮すること。	○	「5.2(1)入札説明会後の質問受付」	○	「6.2(1)入札説明会後の質問受付」
⑤	必要に応じ、現場説明会の開催が考慮されているか。	非該当		非該当	
⑥	入札書類の提出要求が新規参入事業者にとって過大な負担となっていないか。契約時に求めることで足りる書面などは省略し、あらかじめ様式を示すなどして入札書類作成の負担を軽減すること。	○	「5.2(2)提出書類」には雛形はない。入札説明書にあると思われるので「○」とした。	○	入札説明書に雛形あり。
⑦ ☆	提案書についてはひな形及び記入例を示すこと。各評価項目と様式との対応を明示し、提案書の添付資料についてもわかりやすく示すこと。また、提案書作成の負担軽減や現行事業者と新規事業者との間のイコールフットingの観点から、提案書の枚数の上限を定めること。	△	「5.2(3)企画書の内容」に記載事項はあるが雛形はない。但し、「別紙13評価項目一覧」に目次構成が見られる。	△	「6.2(3)企画書の内容」に記載事項はあるが雛形はない。但し、「別紙11評価項目一覧」に目次構成が見られる。
⑧	経理基盤に関する確認のために求める書類については、会計課等とも協議の上、不必要に提出を求めることのないよう注意すること。	○	経理基盤に関する確認言及はない。「非該当」か「×」かどうか要検討。	○	経理基盤に関する提出書類に対して特に要求はない。
⑨	入札金額の内容・範囲を明示すること。必要に応じ、入札金額の算出に当たって必要となる算式や予定数量を示すこと。	○	「6.2(2)提出書類」に消費税算出の記載あり。初回発送分の数量提示あり。	○	「6.2(2)提出書類」に消費税算出の記載あり。初回発送分の数量提示あり。

5. 落札者決定のための評価基準等について(法第9条第2項第5号, 第14条第2項第5号)					
①	必須項目、加点項目ともに各項目の評価基準を明らかにすること、段階的に配点する場合には、配点の内訳についても示すこと。	○	「6.落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定方法」	○	「7.落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定方法」
②	評価項目は細分化しすぎると提案書の記載もれを招き、提案書の作成負担も過大になるので、類似の評価項目はできるだけ1つにまとめ、評価基準において評価対象となる事項を明らかにすること。	○	「別紙13評価項目一覧」	○	「別紙11評価項目一覧」
③	民間事業者が積極的に創意工夫の提案を行うよう、評価項目や評価基準を設定し、評価において重視するポイントを明らかにすること。	○	「別紙13評価項目一覧」に「◎新規性・創造性・効率性を求める項目」という分類視点がある。また、項目「その他」に「創造性、新規性等のある提案であるか」という加重4倍の評価項目がある。	○	「別紙11評価項目一覧」に「◎新規性・創造性・効率性を求める項目」という分類視点がある。また、項目「その他」に「創造性、新規性等のある提案であるか」という加重4倍の評価項目がある。
④ ☆	新規参入を促すため、同一又は類似業務の実績を過度に高く評価しないこと。また業務実績を評価対象とする場合には、参入障壁とならないよう、原則として加点項目において評価すること。	○	「別紙13評価項目一覧」にサンプル数、類似案件件数などの実績評価の項目自体がない。	○	「別紙11評価項目一覧」にサンプル数、類似案件件数などの実績評価の項目自体がない。
⑤ ☆	類似実績を評価の対象とする場合には、類似実績として認める範囲も明らかにすること。その際、類似実績の範囲は業務の実施にあたって有益な知見・ノウハウを有する業態を広く含めるようにし、官公庁の発注であることなど、特定の業態に拘らないようにすること。	○	「別紙13評価項目一覧」に類似実績を対象とした項目はない。	○	「別紙11評価項目一覧」に類似実績を対象とした項目はない。
⑥ ☆	民間事業者又は業務従事者の知見・ノウハウ等を評価対象とする場合には、求められる知見・ノウハウの具体的内容、求められる水準がわかるように記載すること。その際「精通していること」といった表現ではなく、できる限り客観的な指標をもって示すこと(●年以上の業務従事経験等)。	○	「別紙13評価項目一覧」に知見・ノウハウ等を対象にした項目はない。「過去3年以内に統計調査の経験がある」の言及はある。	○	「別紙11評価項目一覧」に知見・ノウハウ等を対象にした項目はない。「過去3年以内に統計調査の経験がある」の言及はある。
⑦	現行事業者にも有利となる特定の項目の評価点が高いなど、偏った評価とならないように配点を設定すること。複数の項目に配点が分かれていても実質同一の条件を重複して評価している場合があるので注意すること(知見・ノウハウの評価基準が類似実績の有無である場合等)。	○	「別紙13評価項目一覧」	○	「別紙11評価項目一覧」
⑧	特定の公的または民間の認証(ISO、プライバシーマーク等)を得ていることを評価の対象とする場合は、当該認証の取得の難易を考慮し、他の認証の取得、評価材料によって配点することができないかについても検討すること。	○	「別紙13評価項目一覧」でPマーク、ISO9001が加点項目(取得が6点)となっている。	○	「別紙11評価項目一覧」でPマーク、ISO9001が加点項目(取得が6点)となっている。
⑨	高い専門性が求められる一定の分野について、専門能力の証明を民間事業者に求め、民間事業者に証明責任を負わせることはせず、専門能力の証明のために提出させる資料を明らかにし、発注者において専門性の有無を判断すること。	非該当		非該当	
⑩ ☆	業務に有益な「ネットワーク」を有していることを求めるものについては、現行事業者にも過度に有利になるおそれがあるため、連携を求める対象を明らかにした上で、必要に応じて発注者が関連機関に対して連携・協力の依頼をすること。業務実施体制に関する評価項目と重複していないかについても検討すること。	非該当		非該当	
⑪	民間事業者の経験や能力を評価するに当たっては、現行事業者にも有利に評価することのないよう、過去の実績ではなく、提出された組織の実施体制を評価することで足りないかについても検討すること。	非該当		非該当	
6. 情報遮断のための措置について【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第6号)					
7. 情報開示について(法第9条第2項第7号及び第4項, 第14条第2項第6号及び第4項)					
① ☆	対象公共サービスを外部委託によって実施している場合、当該委託費の支払額及びその内訳を開示すること。また、内訳は、新規参入者であっても積算できるよう、できる限り委託業務に沿った内容とするともに、管理費の有無についても明確にすること。	△	「別紙1従来の実施状況に関する情報の開示」の「1従来の実施に要した経費」には請負契約費と単価契約分の実績開示はある。管理費の内訳はない。	×	記載なし。公サ法案件では添付されていた「従来の実施状況に関する情報の開示」がなくなっている。
②	費目ごとに年度によって金額が相当程度変動しているものについては、増減の要因(業務量の変動等)を注記する。金額の変動と業務量の変動に相関性が認められる場合には当該業務量も開示する。	○	平成22年度から23年度への要員増については「注記事項」がある。委託費30%増については業務範囲の違いへの言及がある。	×	

③	人員数は工数(人日)だけでなく、実人数を示すこと。複数の業務に重複する人員がある場合は、その旨を注記すること。	○	「別紙1従来の実施状況に関する情報の開示」の「2従来の実施に要した人員」	×	
④	年度や通年の繁閑状況によって人員数が相当程度増減している場合には、増減の要因(業務量の変動等)や増減措置の内容及び方法について注記する。人員の変動と業務量の変動に相関性が認められる場合には、当該業務量も開示する。	○	同上	×	
⑤	常勤、非常勤の職員は区分して記載する。非常勤職員等の勤務時間、従事日数、雇用目的等について注記する。ボランティアの従事がある場合には、募集条件、募集方法と人数、従事日数等を記載する。	○	「2従来の実施に要した人員」は民間事業者の稼働人数でその常勤、非常勤の区別はない。	×	
⑥	対象公共サービス従事者に求められる保有資格、専門的知識、業務経験、業務処理能力等があれば記載する。	非該当		非該当	
⑦	対象公共サービスの実施のために使用した施設については、施設名称、場所、使用面積、使用料(借料)等を明らかにする。設備及び主要な物品については、種類、種類別の使用料、維持管理の経費負担等を開示する。他の事業と共用の施設、設備等があればその旨を注記する。	○	「3従来の実施に要した施設及び設備」によれば設備・施設とも民間事業者が用意となっている。	×	
⑧	開示した施設、設備及び主要な物品等について国が貸与するものと民間事業者自身が準備すべきものの区分を明示し、国が貸与するものについては一覧を記載すること。	○	「3従来の実施に要した施設及び設備」において「オンライン調査システムについては、総務省が用意したものを使用」となっている。	×	
⑨	業務実施期間中に、設備、備品及び主要な物品等について変更(修理、追加費用等を含む)があった場合は、その内容を明記する。	非該当	変更の記載はない。	非該当	
⑩	従来の実施において達成水準を設定していた場合には、その水準(アンケート調査の結果、モニタリングの結果等)や達成の程度を明示すること。また、達成水準を達成できなかった場合には、その理由を明記すること。	○	「4従来の実施における目的の達成の程度」及び「5従来の実施方法等」	×	
⑪	複数の地域、事業所で行う業務の場合には、地域、事業所ごとの達成水準を示すこと。	非該当		非該当	
⑫	業務の性質により、単位作業量あたりの時間、単位作業量あたりの人日数、単位日数あたりの作業量、一人当たり作業量等を記載すること。	非該当		非該当	
⑬	業務の繁閑の変動が大きく、単位日数あたりの作業量のみでは情報開示として不十分である場合には、一日の中での時間別業務量や月別業務量も開示する。	非該当		非該当	
⑭	対象公共サービスの一部を外部委託している場合には、従来の外部委託の状況がわかるように業務フロー図に外部委託部分を記載するなど、どの程度外部委託しているか分かるよう記載する。	×	「別紙1従来の実施状況に関する情報の開示」には一部外部委託に該当するものが見られない。	×	
⑮	緊急時の対応業務が必要な事業では、過去の発生頻度、発生状況等が開示されているか。	非該当		非該当	
⑯	業務従事者等に対する研修、外部有識者による委員会や会議の開催回数は開示されているか。	非該当		非該当	
⑰	その他、秘密保持等の観点から実施要項上で開示が困難な情報についても、業務開始までに秘密保持誓約書等の提出を条件に開示することができる場合はその旨記載する。	非該当		非該当	
⑱	入札単位が複数である場合、全入札単位に共通する事項を冒頭に記載した上で、各入札単位個別の事項については入札単位ごとに数値を開示しているか。	非該当		非該当	
⑲	入札が一つであっても複数の事業所、都道府県ごとに行う業務については、新規事業者が適切に実施体制を組むことができるよう事業所、地域ごとの情報開示を行うこと。	非該当		非該当	
⑳ ☆	「従来の実施に要した経費」「従来の実施に要した人員」「従来の実施に要した施設及び設備」「従来の実施における目的の達成の程度」について、可能な限り最新の情報を含む複数年の情報を提供すること(原則3年以上)。原則、実施要項を公表する年度の前年度までの情報を開示することとするが、実施要項を公表する年度の情報も参考情報として開示することが可能であれば、それを含めて開示する。	○	「別紙1従来の実施状況に関する情報の開示」に3年度分あり。	×	
㉑ ☆	市場化テストの開始後、業務内容や分量に変更が生じる場合でも新規事業者が適切に積算ができるよう、業務内容や分量の変更内容を注記し、参考となり得る情報を開示すること。	○	同上	×	
㉒ ☆	対象公共サービスを実施している現場での説明会を開催する、関連資料の閲覧許可を行うなどの対応を積極的に行うこと。資料の閲覧を認める場合は、閲覧場所、閲覧方法についても明示すること。HP等で公開しているものについてはURLを記載すること。	非該当		非該当	

8. 使用させることができる国有財産について(法第9条第2項第8号, 第14条第2項第7号)					
9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第9号)					
10. 適用される法令の特例について(法第9条第2項第10号, 第14条第2項第8号)					
11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について(法第9条第2項第11号, 第14条第2項第9号)					
①	事業終了時に提出する事業報告書について、過去の報告書の閲覧方法が示されているか。	△	実施要項には記載がない。HPで見られる。	△	調達仕様書には記載がない。HPで見られる。
②	事業報告書の提出時期、記載すべき内容及び様式の有無が明らかにされているか。	○	「9.1(5)事業報告書」に提出時期が記載されている。	○	「9.1(5)事業報告書」に提出時期が記載されている。
③	業務の全部を一括して再委託することの禁止が定められているか。	○	「9.5(10)①民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない」とある。	○	「9.5(8)①民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない」とある。
④	再委託先についてあらかじめ企画書に記載すべき事項(再委託先選定の理由、履行能力等)があれば明記すること。	○	「9.5(10)②」	○	「9.5(8)②」
⑤	再委託を実施するために発注者の事前の承認が必要な場合はその旨記載すること。	○	「9.5(10)③」	○	「9.5(8)③」
⑥	再委託先の責めに帰すべき事由について受託する民間事業者の責めに帰すべきことが記載されているか。	○	「9.5(10)⑥」	○	「9.5(8)⑥」
⑦	契約変更のための要件や手続きについて、法21条の手続きを経る必要があることを含め、記載されているか。	○	法21条の記載はないが、「9.5(11)委託内容の変更」についての言及がある。	○	「9.5(9)委託内容の変更」についての言及がある。また、契約書第4章に「契約の変更等」の条項がみられる。
⑧	事業や業務内容に変動が生じることが予想される事業については、具体的な契約変更事由をあらかじめ定めておくこと。	非該当		非該当	
⑨	契約解除については、解除要件のほか、必要に応じ、解除の場合の委託費の支払、違約金、損害賠償等について定めておくこと。	○	「9.5(12)契約の解除等」及び「10.3」に遅延賠償の言及がある。	○	「9.5(10)契約の解除等」及び「10.3」に遅延賠償の言及がある。
⑩ ☆	解除要件が発注者に不当に有利である場合には、参入障壁となるおそれがあるため注意すること(発注者の判断により、無条件に即時解除が可能等)。	○	「9.5(12)契約の解除等」に「即時解除」の文言はない。「(13)契約の解釈」に疑義についての協議事項があるため「○」とした。	○	「9.5(10)契約の解除等」に「即時解除」の文言はない。「(11)契約の解釈」に疑義についての協議事項があるため「○」とした。
12. 損害賠償について(法第9条第2項第12号, 第14条第2項第10号)					
① ☆	契約額に比して損害賠償額が高額になることが参入障壁となる可能性がある場合、賠償責任額(求償額)の上限を定める、賠償責任の発生する場面を限定する(故意・重過失等)ことができないか検討する。	非該当		非該当	
13. 評価について(法第9条第2項第13号, 第14条第2項第11号)					
①	継続事業の場合、前期の実施状況、評価結果を踏まえた内容が盛り込まれているか。	非該当		非該当	

※競争性の改善について、特に留意すべき項目については☆印

「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」による仕様書の評価結果 2.2 消費動向調査(内閣府) 一般統計		市場化テスト中: 2013～2015年度		市場化テスト終了後: 2016～2017年度	
1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について(法第9条第2項第1号、第14条第2項第1号)		評価	備考	評価	備考
①	事業の委託範囲は、実施要項によって特定されており、明確であるか。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。
②	複数の業務を一つの業務に統合したり、一つの業務を別々の業務に業務単位で分割したりすることにより、参入障壁を緩和できる可能性を検討したか。	非該当		非該当	
③	業務内容(作業内容)が具体的に特定されているか。「～等を行う」、「～が望ましい」、「必要に応じて」、「～以外を実施する」、「(記載された業務内容は)最低限の要求事項である」、「その他必要に応じて」などの曖昧な記載をしないこと。求める成果だけでなく、プロセスを明記すること(「データを集める」ではなく、「～を行って、データを集める」等)	○	仕様書で設定、規定されていると判断。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。
④	業務を行う上で協力や連携が必要となる関連機関について、具体的にどの機関と協力、連携すべきか明らかにしているか。必要に応じて関連機関に関する情報を注記すると共に、民間事業者の希望があれば実施府省から関連機関に協力要請することを明記する。	○	資料3に記載。	○	資料3に記載。
⑤	作業量の多い業務、専門性の高い業務の一部について、事業者自ら実施する必要はなく、再委託が可能である場合には、その旨明記する。	○	Ⅲ6(9)再委託に記載。	○	Ⅲ6(9)再委託に記載。
⑥	再委託先や関連機関等と締結する契約について、質の確保の観点から発注者が契約について一定の内容を求める場合(著作権の帰属等)には、その内容を示すか契約書のひな形等を添付する。	×	記載や資料等なし。	×	記載や資料等なし。
⑦	落札者決定後速やかに引継ぎを行えるよう、現事業者や発注者が協力して引継ぎを行うことが記載されているか。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。
⑧	施設、貸与物件、資料等の引継ぎにあたり費用負担が大きいもの、原状回復の必要があるもの等について、引継ぎ方法や費用負担が明記されているか。また引継ぎ期間は十分に取られているか(少なくとも従前以上)。	×	現状回復の必要のあるものの有無、費用負担等の記載はない。	×	現状回復の必要のあるものの有無、費用負担等の記載はない。
⑨	実施府省及び事業者の作成した著作物等については、引継ぎの際の権利義務の帰属に関する取扱いが明確であるか。	×	契約書では国の発注案件のため国の優位性が記載されているだけ。引継ぎの際の言及はない。	×	契約書では国の発注案件のため国の優位性が記載されているだけ。引継ぎの際の言及はない。
⑩	定量化できない事項を定性的な達成目標とする場合は、国の行政機関等が要求する水準について可能な限りわかりやすく記述されているか。	非該当		非該当	
⑪	業務を行うに当たり確保すべき質を設定する際には、民間事業者の責めによらない事由(利用者や発注者の事情による数値の変動等)が含まれないよう考慮すること。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。
⑫	委託費の増減額措置を設定する場合には、対象公共サービスの達成水準を客観的に示す定量的な指標と連動させるなど、第三者から見ても納得できる明確な基準・事由に基づいて行うこと。また、増減の金額や割合、対象となる委託費の範囲、増減額の上限などを定めること。	○	Ⅱ4(2)、Ⅱ-7に記載あり。	○	Ⅱ4(2)、Ⅱ-7に記載あり。
⑬	減額措置は民間事業者の意欲を著しく削ぎ、かえって参入障壁となったり、契約関係からの離脱を促すような内容とならないよう留意する。減額の実施を契約解除の条件とする場合には、そのための手続を定めること。	○	Ⅱ4(2)、Ⅱ-7に記載あり。	○	Ⅱ4(2)、Ⅱ-7に記載あり。
2. 実施期間について(法第9条第2項第2号、第14条第2項第2号)					
①	単年で実施している事業については、設備やスキル構築への投資効率を考慮し、競争環境を減殺しない程度に複数年とすることを検討しているか。	非該当		非該当	
3. 入札参加資格について(法第9条第2項第3号及び第3項、第14条第2項第2号及び第3項)					
① ☆	入札参加資格は、特定の事業者しか応札できないなど、競争性を阻害するような要件となっていないか。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。
② ☆	入札参加資格要件は、客観的に証明できる事項のみとし、評価が分かれる可能性のある事項(対象公共サービスの実施体制や事業実績に関する事項等)は技術点の評価項目として位置付けること。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。
③ ☆	競争参加資格の等級について、応札者の拡大のため、可能な限り下位の等級まで含めることを検討しているか。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。
④ ☆	共同体による入札参加資格を定めること。その際、共同事業体の構成に条件を付さないこと(「地理的要因から単独で事業を実施できない場合」等)。	×	定めがない。	×	定めがない。
⑤ ☆	共同事業体では、グループの構成員全てに求める必要のない入札参加資格については代表者のみに求めることとし、その他の構成員については必要最低限の入札参加資格にすること。特に業務実施体制については共同事業体全体として業務実施が可能なることを示すことで足りるとすること。	×	定めがない。	×	定めがない。
⑥ ☆	業務を実施する上で必須となる事業者の法的資格については、原則的に入札参加資格とする。ただし、資格取得の手続き等に配慮して落札後業務開始時までには備えればよいとすることも検討すること。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。

⑦ ☆	その他の資格については、当該資格を要件として求めても一定の応募者数が確保できること、専門能力を担保するのに他の代替手段がないかを検討し、必要最低限の入札参加資格とすること。	非該当		非該当	
⑧	入札参加資格要件として一定の地域内に本店・支店が置かれていることを求める場合には、当該要件を求めても一定の応募者は確保できるよう、本店・支店の設置範囲を制限しないこと、営業所を含めること等について検討し、必要最低限の入札参加資格要件とすること。	非該当		非該当	
⑨	業務を実施する上で特定の施設・設備を保有していることが必須である場合には、原則として入札参加資格要件とすること。ただし、参入障壁緩和の観点から、落札後業務開始までに保有すればよいとすることも検討すること。	非該当		非該当	
⑩	入札参加資格として民間事業者又は業務従事者の知見・技術力等を求める場合には、その客観的な証明手段を明記すること。	非該当		非該当	
4. 入札参加者の募集について(法第9条第2項第4号、第14条第2項第4号)					
① ☆	入札広告から事業開始までのスケジュールは十分余裕をもったものとなっているか(少なくとも従前以上)。	○	71日	○	70日
②	入札公告から入札書類提出までの期間が十分確保されているか(少なくとも従前以上)。また、入札書類はインターネット等の安易な手段により入手できるか。	○	資料提出まで50日、ネット入手は不明。	○	資料提出まで54日、ネット入手は不明。
③	入札説明会後から入札書類提出前までの期間に、質問期間が十分に設けられているか。	○	28日	○	30日
④ ☆	競争条件を損なうことがないよう質問への回答や情報提供は原則として公表することとする。ただし、公表することが民間事業者の不利益となる場合には質問者の意向を聴取した上で公表しないよう配慮すること。	△	問い合わせ先はあるが、公表等の記載はない。	△	問い合わせ先はあるが、公表等の記載はない。
⑤	必要に応じ、現場説明会の開催が考慮されているか。	非該当		非該当	
⑥	入札書類の提出要求が新規参入事業者にとって過大な負担となっていないか。契約時に求めることで足りる書面などは省略し、あらかじめ様式を示すなどして入札書類作成の負担を軽減すること。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。
⑦ ☆	提案書についてはひな形及び記入例を示すこと。各評価項目と様式との対応を明示し、提案書の添付資料についてもわかりやすく示すこと。また、提案書作成の負担軽減や現行事業者と新規事業者との間のイコールフットingの観点から、提案書の枚数の上限を定めること。	×	ひな形なし。枚数制限には触れていない。	×	ひな形なし。枚数制限には触れていない。
⑧	経理基盤に関する確認のために求める書類については、会計課等とも協議の上、不必要に提出を求めることのないよう注意すること。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。
⑨	入札金額の内容・範囲を明示すること。必要に応じ、入札金額の算出に当たって必要となる算式や予定数量を示すこと。	△	数量等の明示には欠ける。	△	数量等の明示には欠ける。
5. 落札者決定のための評価基準等について(法第9条第2項第5号、第14条第2項第5号)					
①	必須項目、加点項目ともに各項目の評価基準を明らかにすること、段階的に配点する場合には、配点の内訳についても示すこと。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。
②	評価項目は細分化しすぎると提案書の記載もれを招き、提案書の作成負担も過大になるので、類似の評価項目はできるだけ1つにまとめ、評価基準において評価対象となる事項を明らかにすること。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。
③	民間事業者が積極的に創意工夫の提案を行うよう、評価項目や評価基準を設定し、評価において重視するポイントを明らかにすること。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。
④ ☆	新規参入を促すため、同一又は類似業務の実績を過度に高く評価しないこと。また業務実績を評価対象とする場合には、参入障壁とならないよう、原則として加点項目において評価すること。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。
⑤ ☆	類似実績を評価の対象とする場合には、類似実績として認める範囲も明らかにすること。その際、類似実績の範囲は業務の実施にあたって有益な知見・ノウハウを有する業態を広く含めるようにし、官公庁の発注であることなど、特定の業態に拘らないようにすること。	×	「公的統計以外」○等の記述はない。	×	「公的統計以外」○等の記述はない。
⑥ ☆	民間事業者又は業務従事者の知見・ノウハウ等を評価対象とする場合には、求められる知見・ノウハウの具体的内容、求められる水準がわかるように記載すること。その際「精通していること」といった表現ではなく、できる限り客観的な指標をもって示すこと(●年以上の業務従事経験等)。	×	具体的指標等はない。	×	具体的指標等はない。
⑦	現行事業者に有利となる特定の項目の評価点が高いなど、偏った評価とならないように配点を設定すること。複数の項目に配点が分かれていても実質同一の条件を重複して評価している場合があるので注意すること(知見・ノウハウの評価基準が類似実績の有無である場合等)。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。
⑧	特定の公的または民間の認証(ISO、プライバシーマーク等)を得ていることを評価の対象とする場合は、当該認証の取得の難易を考慮し、他の認証の取得、評価材料によって配点することができないかについても検討すること。	×	記載なし。	×	記載なし。
⑨	高い専門性が求められる一定の分野について、専門能力の証明を民間事業者に求め、民間事業者に証明責任を負わせることはせず、専門能力の証明のために提出させる資料を明らかにし、発注者において専門性の有無を判断すること。	非該当		非該当	

⑩ ☆	業務に有益な「ネットワーク」を有していることを求めるものについては、現行事業者に過度に有利になるおそれがあるため、連携を求める対象を明らかにした上で、必要に応じて発注者が関連機関に対して連携・協力の依頼をすること。業務実施体制に関する評価項目と重複していないかについても検討すること。	非該当		非該当	
⑪	民間事業者の経験や能力を評価するに当たっては、現行事業者に有利に評価することのないよう、過去の実績ではなく、提出された組織の実施体制を評価することで足りないかについても検討すること。	非該当		非該当	
6. 情報遮断のための措置について【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第6号)					
7. 情報開示について(法第9条第2項第7号及び第4項、第14条第2項第6号及び第4項)					
① ☆	対象公共サービスを外部委託によって実施している場合、当該委託費の支払額及びその内訳を開示すること。また、内訳は、新規参入者であっても積算できるよう、できる限り委託業務に沿った内容とするとともに、管理費の有無についても明確にすること。	×	記載なし。	×	記載なし。
②	費目ごとに年度によって金額が相当程度変動しているものについては、増減の要因(業務量の変動等)を注記する。金額の変動と業務量の変動に相関性が認められる場合には当該業務量も開示する。	×	記載なし。	×	記載なし。
③	人員数は工数(人日)だけでなく、実人数を示すこと。複数の業務に重複する人員がある場合は、その旨を注記すること。	×	記載なし。	×	記載なし。
④	年度や通年の繁忙状況によって人員数が相当程度増減している場合には、増減の要因(業務量の変動等)や増減措置の内容及び方法について注記する。人員の変動と業務量の変動に相関性が認められる場合には、当該業務量も開示する。	×	記載なし。	×	記載なし。
⑤	常勤、非常勤の職員は区分して記載する。非常勤職員等の勤務時間、従事日数、雇用目的等について注記する。ボランティアの従事がある場合には、募集条件、募集方法と人数、従事日数等を記載する。	×	記載なし。	×	記載なし。
⑥	対象公共サービス従事者に求められる保有資格、専門的知識、業務経験、業務処理能力等があれば記載する。	非該当		非該当	
⑦	対象公共サービスの実施のために使用した施設については、施設名称、場所、使用面積、使用料(借料)等を明らかにする。設備及び主要な物品については、種類、種類別の使用料、維持管理の経費負担等を開示する。他の事業と共用の施設、設備等があればその旨を注記する。	非該当		非該当	
⑧	開示した施設、設備及び主要な物品等について国が貸与するものと民間事業者自身が準備すべきものの区分を明示し、国が貸与するものについては一覧を記載すること。	非該当		非該当	
⑨	業務実施期間中に、設備、備品及び主要な物品等について変更(修理、追加費用等を含む)があった場合は、その内容を明記する。	非該当		非該当	
⑩	従来の実施において達成水準を設定していた場合には、その水準(アンケート調査の結果、モニタリングの結果等)や達成の程度を明示すること。また、達成水準を達成できなかった場合には、その理由を明記すること。	非該当		非該当	
⑪	複数の地域、事業所で行う業務の場合には、地域、事業所ごとの達成水準を示すこと。	非該当		非該当	
⑫	業務の性質により、単位作業量あたりの時間、単位作業量あたりの人日数、単位日数あたりの作業量、一人当たり作業量等を記載すること。	非該当		非該当	
⑬	業務の繁忙の変動が大きく、単位日数あたりの作業量のみでは情報開示として不十分である場合には、一日の中での時間常別業務量や月別業務量も開示する。	非該当		非該当	
⑭	対象公共サービスの一部を外部委託している場合には、従来の外部委託の状況がわかるように業務フロー図に外部委託部分を記載するなど、どの程度外部委託しているか分かるよう記載する。	×	記載なし。	×	記載なし。
⑮	緊急時の対応業務が必要な事業では、過去の発生頻度、発生状況等が開示されているか。	非該当		非該当	
⑯	業務従事者等に対する研修、外部有識者による委員会や会議の開催回数は開示されているか。	非該当		非該当	
⑰	その他、秘密保持等の観点から実施要項上で開示が困難な情報についても、業務開始までに秘密保持誓約書等の提出を条件に開示することができる場合はその旨記載する。	非該当		非該当	
⑱	入札単位が複数である場合、全入札単位に共通する事項を冒頭に記載した上で、各入札単位個別の事項については入札単位ごとに数値を開示しているか。	非該当		非該当	
⑲	入札が一つであっても複数の事業所、都道府県ごとに行う業務については、新規事業者が適切に実施体制を組むことができるよう事業所、地域ごとの情報開示を行うこと。	非該当		非該当	
⑳ ☆	「従来の実施に要した経費」「従来の実施に要した人員」「従来の実施に要した施設及び設備」「従来の実施における目的の達成の程度」について、可能な限り最新の情報を含む複数年の情報を提供すること(原則3年以上)。原則、実施要項を公表する年度の前年度までの情報を開示することとするが、実施要項を公表する年度の情報も参考情報として開示することが可能であれば、それを含めて開示する。	×	記載なし。	×	記載なし。
㉑ ☆	市場化テストの開始後、業務内容や分量に変更が生じる場合でも新規事業者が適切に積算ができるよう、業務内容や分量の変更内容を注記し、参考となり得る情報を開示すること。	×	記載なし。	×	記載なし。
㉒ ☆	対象公共サービスを実施している現場での説明会を開催する、関連資料の閲覧許可を行うなどの対応を積極的に行うこと。資料の閲覧を認める場合は、閲覧場所、閲覧方法についても明示すること。HP等で公開しているものについてはURLを記載すること。	非該当		非該当	

8. 使用させることができる国有財産について(法第9条第2項第8号, 第14条第2項第7号)					
9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第9号)					
10. 適用される法令の特例について(法第9条第2項第10号, 第14条第2項第8号)					
11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について(法第9条第2項第11号, 第14条第2項第9号)					
①	事業終了時に提出する事業報告書について、過去の報告書の閲覧方法が示されているか。	×	記載なし。	×	記載なし。
②	事業報告書の提出時期、記載すべき内容及び様式の有無が明らかにされているか。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。
③	業務の全部を一括して再委託することの禁止が定められているか。	○	Ⅲ2(9)に記載。	○	Ⅲ2(9)に記載。
④	再委託先についてあらかじめ企画書に記載すべき事項(再委託先選定の理由、履行能力等)があれば明記すること。	○	Ⅲ6(9)に記載	○	Ⅲ6(9)に記載
⑤	再委託を実施するために発注者の事前の承認が必要な場合はその旨記載すること。	○	Ⅲ6(9)に記載	○	Ⅲ6(9)に記載
⑥	再委託先の責めに帰すべき事由について受託する民間事業者の責めに帰すべきことが記載されているか。	○	Ⅲ6(9)に記載	○	Ⅲ6(9)に記載
⑦	契約変更のための要件や手続きについて、法21条の手続きを経る必要があることを含め、記載されているか。	×	記載なし。	×	記載なし。
⑧	事業や業務内容に変動が生じることが予想される事業については、具体的な契約変更事由をあらかじめ定めておくこと。	非該当		非該当	
⑨	契約解除については、解除要件のほか、必要に応じ、解除の場合の委託費の支払、違約金、損害賠償等について定めておくこと。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。
⑩ ☆	解除要件が発注者に不当に有利である場合には、参入障壁となるおそれがあるため注意すること(発注者の判断により、無条件に即時解除が可能等)。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。	○	仕様書で設定、規定されていると判断。
12. 損害賠償について(法第9条第2項第12号, 第14条第2項第10号)					
① ☆	契約額に比して損害賠償額が高額になることが参入障壁となる可能性がある場合、賠償責任額(求償額)の上限を定める、賠償責任の発生する場面を限定する(故意・重過失等)ことができないか検討する。	非該当		非該当	
13. 評価について(法第9条第2項第13号, 第14条第2項第11号)					
①	継続事業の場合、前期の実施状況、評価結果を踏まえた内容が盛り込まれているか。	非該当		非該当	

※競争性の改善について、特に留意すべき項目については☆印

「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」による仕様書の評価結果
 2.3 容器包装利用・製造等実態調査及び分析における抽出計画等事業
 ・統計表作成等事業(農林水産省・経済産業省) 一般統計

		市場化テスト中: 2013年度		市場化テスト終了後: 2016年度	
1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について(法第9条第2項第1号、第14条第2項第1号)		評価	備考	評価	備考
①	事業の委託範囲は、実施要項によって特定されており、明確であるか。	○	要綱1(4)①-⑤	○	仕様書4(1)
②	複数の業務を一つの業務に統合したり、一つの業務を別々の業務に業務単位で分割したりすることにより、参入障壁を緩和できる可能性を検討したか。	×		○	抽出計画作成等と統計表作成等に分割
③	業務内容(作業内容)が具体的に特定されているか。「～等を行う」、「～が望ましい」、「必要に応じて」、「～以外を実施する」、「(記載された業務内容は)最低限の要求事項である」、「その他必要に応じて」などの曖昧な記載をしないこと。求める成果だけではなく、プロセスを明記すること(「データを集める」ではなく、「～を行って、データを集める」等)	○	要綱2(1)④	○	仕様書3
④	業務を行う上で協力や連携が必要となる関連機関について、具体的にどの機関と協力、連携すべきか明らかにしているか。必要に応じて関連機関に関する情報を注記すると共に、民間事業者の希望があれば実施府省から関連機関に協力要請することを明記する。	非該当		△	抽出計画作成・統計表作成の事業者間の連携が仕様書4(4)に記載されているが、具体的に新規参入者にわかりやすいとはいえない
⑤	作業量の多い業務、専門性の高い業務の一部について、事業者自ら実施する必要はなく、再委託が可能である場合には、その旨明記する。	○	要綱8(3)⑫	△	契約書第7条
⑥	再委託先や関連機関等と締結する契約について、質の確保の観点から発注者が契約について一定の内容を求める場合(著作権の帰属等)には、その内容を示すか契約書のひな形等を添付する。	非該当		非該当	
⑦	落札者決定後速やかに引継ぎを行えるよう、現行事業者や発注者が協力して引継ぎを行うことが記載されているか。	○	要綱2(1)③	○	仕様書4(3)
⑧	施設、貸与物件、資料等の引継ぎにあたり費用負担が大きいもの、原状回復の必要があるもの等について、引継ぎ方法や費用負担が明記されているか。また引継ぎ期間は十分に取られているか(少なくとも従前以上)。	△	物件のみ要綱8(1)②、引継ぎ方法・引継ぎ期間の記載なし	△	物件のみ仕様書4(2)(3)、引継ぎ方法・引継ぎ期間の記載なし
⑨	実施府省及び事業者の作成した著作物等については、引継ぎの際の権利義務の帰属に関する取扱いが明確であるか。	○	要綱8(3)⑨	×	記載なし
⑩	定量化できない事項を定性的な達成目標とする場合は、国の行政機関等が要求する水準について可能な限りわかりやすく記述されているか。	非該当		非該当	
⑪	業務を行うに当たり確保すべき質を設定する際には、民間事業者の責めによらない事由(利用者や発注者の事情による数値の変動等)が含まれないよう考慮すること。	○	要綱8(2)	○	仕様書4(6)
⑫	委託費の増減額措置を設定する場合には、対象公共サービスの達成水準を客観的に示す定量的な指標と連動させるなど、第三者から見ても納得できる明確な基準・事由に基づいて行うこと。また、増減の金額や割合、対象となる委託費の範囲、増減額の上限などを定めること。	非該当		非該当	
⑬	減額措置は民間事業者の意欲を著しく削ぎ、かえって参入障壁となったり、契約関係からの離脱を促すような内容とならないよう留意する。減額の実施を契約解除の条件とする場合には、そのための手続を定めること。	非該当		非該当	
2. 実施期間について(法第9条第2項第2号、第14条第2項第2号)					
①	単年で実施している事業については、設備やスキル構築への投資効率を考慮し、競争環境を減殺しない程度に複数年とすることを検討しているか。	非該当		非該当	
3. 入札参加資格について(法第9条第2項第3号及び第3項、第14条第2項第2号及び第3項)					
① ☆	入札参加資格は、特定の事業者しか応札できないなど、競争性を阻害するような要件となっていないか。	○	要綱4	○	入札公告2
② ☆	入札参加資格要件は、客観的に証明できる事項のみとし、評価が分かれる可能性のある事項(対象公共サービスの実施体制や事業実績に関する事項等)は技術点の評価項目として位置付けること。	○	別紙1	○	評価項目一覧
③ ☆	競争参加資格の等級について、応札者の拡大のため、可能な限り下位の等級まで含めることを検討しているか。	△	等級A,B 要綱4(4)	○	等級A,B,C 入札公告2(3)
④ ☆	共同体による入札参加資格を定めること。その際、共同事業体の構成に条件を付さないこと(「地理的要因から単独で事業を実施できない場合」等)。	×	記載なし	×	記載なし
⑤ ☆	共同事業体では、グループの構成員全てに求める必要のない入札参加資格については代表者のみに求めることとし、その他の構成員については必要最低限の入札参加資格にすること。特に業務実施体制については共同事業体全体として業務実施が可能であることを示すことで足りるとすること。	×	記載なし	×	記載なし
⑥ ☆	業務を実施する上で必須となる事業者の法的資格については、原則的に入札参加資格とする。ただし、資格取得の手続き等に配慮して落札後業務開始時までには備えればよいとすることも検討すること。	非該当		非該当	
⑦ ☆	その他の資格については、当該資格を要件として求めても一定の応札者数が確保できること、専門能力を担保するのに他の代替手段がないかを検討し、必要最低限の入札参加資格とすること。	非該当		非該当	

⑧	入札参加資格要件として一定の地域内に本店・支店が置かれていることを求める場合には、当該要件を求めても一定の応募者は確保できるよう、本店・支店の設置範囲を制限しないこと、営業所を含めること等について検討し、必要最低限の入札参加資格要件とすること。	非該当		非該当	
⑨	業務を実施する上で特定の施設・設備を保有していることが必須である場合には、原則として入札参加資格要件とすること。ただし、参入障壁緩和の観点から、落札後業務開始までに保有すればよいとすることも検討すること。	非該当		非該当	
⑩	入札参加資格として民間事業者又は業務従事者の知見・技術力等を求める場合には、その客観的な証明手段を明記すること。	非該当		非該当	
4. 入札参加者の募集について(法第9条第2項第4号、第14条第2項第4号)					
① ☆	入札広告から事業開始までのスケジュールは十分余裕をもったものとなっているか(少なくとも従前以上)。	○	要綱5(1)	○	H28.2.16~3.24 入札公告
②	入札公告から入札書類提出までの期間が十分確保されているか(少なくとも従前以上)。また、入札書類はインターネット等の安易な手段により入手できるか。	○	H25.5~6 要綱5(1)	○	H28.2.16~3.16 入札公告
③	入札説明会後から入札書類提出前までの期間に、質問期間が十分に設けられているか。	○	2週間 要綱5(1)	○	3週間 入札公告4、5
④ ☆	競争条件を損なうことがないよう質問への回答や情報提供は原則として公表することとする。ただし、公表することが民間事業者の不利益となる場合には質問者の意向を聴取した上で公表しないよう配慮すること。	○	要綱5(2)①	△	質問状のみ。公表について記載なし
⑤	必要に応じ、現場説明会の開催が考慮されているか。	非該当		非該当	
⑥	入札書類の提出要求が新規参入事業者にとって過大な負担となっていないか。契約時に求めることで足りる書面などは省略し、あらかじめ様式を示すなどして入札書類作成の負担を軽減すること。	○	様式なし 要綱5(2)②	○	応札資料作成要領第1章
⑦ ☆	提案書についてはひな形及び記入例を示すこと。各評価項目と様式との対応を明示し、提案書の添付資料についてもわかりやすく示すこと。また、提案書作成の負担軽減や現行事業者と新規事業者との間のイコールフットイングの観点から、提案書の枚数の上限を定めること。	△	(配付されたが入手できていない可能性あり不明)	○	応札資料作成要領第3章
⑧	経理基盤に関する確認のために求める書類については、会計課等とも協議の上、不必要に提出を求めることのないよう注意すること。	○	要綱5(2)②	○	入札心得
⑨	入札金額の内容・範囲を明示すること。必要に応じ、入札金額の算出に当たって必要となる算式や予定数量を示すこと。	○	要綱5(2)②、要綱1(2)	○	仕様書3
5. 落札者決定のための評価基準等について(法第9条第2項第5号、第14条第2項第5号)					
①	必須項目、加点項目ともに各項目の評価基準を明らかにすること、段階的に配点する場合には、配点の内訳についても示すこと。	○	要綱6(1)①、別紙1 評価項目一覧表	○	評価手順書
②	評価項目は細分化しすぎると提案書の記載もれを招き、提案書の作成負担も過大になるので、類似の評価項目はできるだけ1つにまとめ、評価基準において評価対象となる事項を明らかにすること。	○	別紙1 評価項目一覧表	○	評価項目一覧
③	民間事業者が積極的に創意工夫の提案を行うよう、評価項目や評価基準を設定し、評価において重視するポイントを明らかにすること。	○	別紙1 評価項目一覧表	○	評価項目一覧
④ ☆	新規参入を促すため、同一又は類似業務の実績を過度に高く評価しないこと。また業務実績を評価対象とする場合には、参入障壁とならないよう、原則として加点項目において評価すること。	○	別紙1 評価項目一覧表	○	評価項目一覧
⑤ ☆	類似実績を評価の対象とする場合には、類似実績として認める範囲も明らかにすること。その際、類似実績の範囲は業務の実施にあたって有益な知見・ノウハウを有する業態を広く含めるようにし、官公庁の発注であることなど、特定の業態に拘らないようにすること。	○	別紙1 評価項目一覧表	○	評価項目一覧
⑥ ☆	民間事業者又は業務従事者の知見・ノウハウ等を評価対象とする場合には、求められる知見・ノウハウの具体的内容、求められる水準がわかるように記載すること。その際「精通していること」といった表現ではなく、できる限り客観的な指標をもって示すこと(●年以上の業務従事経験等)。	○	別紙1 評価項目一覧表	○	評価項目一覧
⑦	現行事業者に有利となる特定の項目の評価点が高いなど、偏った評価とならないように配点を設定すること。複数の項目に配点が分かれていても実質同一の条件を重複して評価している場合があるので注意すること(知見・ノウハウの評価基準が類似実績の有無である場合等)。	○	別紙1 評価項目一覧表	○	評価項目一覧
⑧	特定の公的または民間の認証(ISO、プライバシーマーク等)を得ていることを評価の対象とする場合は、当該認証の取得の難易を考慮し、他の認証の取得、評価材料によって配点することができないかについても検討すること。	○	別紙1 評価項目一覧表	○	評価項目一覧
⑨	高い専門性が求められる一定の分野について、専門能力の証明を民間事業者に求め、民間事業者に証明責任を負わせることはせず、専門能力の証明のために提出させる資料を明らかにし、発注者において専門性の有無を判断すること。	非該当		非該当	
⑩ ☆	業務に有益な「ネットワーク」を有していることを求めるものについては、現行事業者に過度に有利となるおそれがあるため、連携を求める対象を明らかにした上で、必要に応じて発注者が関連機関に対して連携・協力の依頼をすること。業務実施体制に関する評価項目と重複していないかについても検討すること。	非該当		非該当	
⑪	民間事業者の経験や能力を評価するに当たっては、現行事業者に有利に評価することのないよう、過去の実績ではなく、提出された組織の実施体制を評価することで足りないかについても検討すること。	非該当		非該当	

6. 情報遮断のための措置について【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第6号)					
7. 情報開示について(法第9条第2項第7号及び第4項、第14条第2項第6号及び第4項)					
① ☆	対象公共サービスを外部委託によって実施している場合、当該委託費の支払額及びその内訳を開示すること。また、内訳は、新規参入者であっても積算できるよう、できる限り委託業務に沿った内容とするとともに、管理費の有無についても明確に示すこと。	△	内訳なし 別紙2の1	△	人数内訳のみ 添付資料5の2
②	費目ごとに年度によって金額が相当程度変動しているものについては、増減の要因(業務量の変動等)を注記する。金額の変動と業務量の変動に相関性が認められる場合には当該業務量も開示する。	○	別紙2の1	○	添付資料5の1
③	人員数は工数(人日)だけでなく、実人数を示すこと。複数の業務に重複する人員がある場合は、その旨を注記すること。	△	工数なし 別紙2の2	△	工数なし 添付資料5の2
④	年度や通年の繁閑状況によって人員数が相当程度増減している場合には、増減の要因(業務量の変動等)や増減措置の内容及び方法について注記する。人員の変動と業務量の変動に相関性が認められる場合には、当該業務量も開示する。	○	別紙2の2	○	添付資料5の2
⑤	常勤、非常勤の職員は区分して記載する。非常勤職員等の勤務時間、従事日数、雇用目的等について注記する。ボランティアの従事がある場合には、募集条件、募集方法と人数、従事日数等を記載する。	△	実績記載なし。提案書ベースのみ記載 別紙2の2	△	実績記載なし。提案書ベースのみ記載 添付資料5の2
⑥	対象公共サービス従事者に求められる保有資格、専門的知識、業務経験、業務処理能力等があれば記載する。	非該当		非該当	
⑦	対象公共サービスの実施のために使用した施設については、施設名称、場所、使用面積、使用料(借料)等を明らかにする。設備及び主要な物品については、種類、種類別の使用料、維持管理の経費負担等を開示する。他の事業と共用の施設、設備等があればその旨を注記する。	○	別紙2の3	○	添付資料5の3
⑧	開示した施設、設備及び主要な物品等について国が貸与するものと民間事業者自身が準備すべきものの区分を明示し、国が貸与するものについては一覧を記載すること。	○	別紙2の3	○	仕様書4(2)、4(6)
⑨	業務実施期間中に、設備、備品及び主要な物品等について変更(修理、追加費用等を含む)があった場合は、その内容を明記する。	非該当		非該当	
⑩	従来の実施において達成水準を設定していた場合には、その水準(アンケート調査の結果、モニタリングの結果等)や達成の程度を明示すること。また、達成水準を達成できなかった場合には、その理由を明記すること。	○	別紙2の4	○	添付資料5の4、添付資料11の4
⑪	複数の地域、事業所で行う業務の場合には、地域、事業所ごとの達成水準を示すこと。	非該当		非該当	
⑫	業務の性質により、単位作業量あたりの時間、単位作業量あたりの人日数、単位日数あたりの作業量、一人当たり作業量等を記載すること。	非該当		非該当	
⑬	業務の繁閑の変動が大きく、単位日数あたりの作業量のみでは情報開示として不十分である場合には、一日の中での時間帯別業務量や月別業務量も開示する。	非該当		非該当	
⑭	対象公共サービスの一部を外部委託している場合には、従来の外部委託の状況がわかるように業務フロー図に外部委託部分に記載するなど、どの程度外部委託しているか分かるよう記載する。	○	別紙2の2	○	添付資料5の2、添付資料11の2
⑮	緊急時の対応業務が必要な事業では、過去の発生頻度、発生状況等が開示されているか。	非該当		非該当	
⑯	業務従事者等に対する研修、外部有識者による委員会や会議の開催回数は開示されているか。	非該当		非該当	
⑰	その他、秘密保持等の観点から実施要項上で開示が困難な情報についても、業務開始までに秘密保持誓約書等の提出を条件に開示することができる場合はその旨記載する。	非該当		非該当	
⑱	入札単位が複数である場合、全入札単位に共通する事項を冒頭に記載した上で、各入札単位個別の事項については入札単位ごとに数値を開示しているか。	非該当		非該当	
⑲	入札が一つであっても複数の事業所、都道府県ごとに行う業務については、新規事業者が適切に実施体制を組むことができるよう事業所、地域ごとの情報開示を行うこと。	非該当		非該当	
⑳ ☆	「従来の実施に要した経費」「従来の実施に要した人員」「従来の実施に要した施設及び設備」「従来の実施における目的の達成の程度」について、可能な限り最新の情報を含む複数年の情報を提供すること(原則3年以上)。原則、実施要項を公表する年度の情報の前年度までの情報を開示することとするが、実施要項を公表する年度の情報も参考情報として開示することが可能であれば、それを含めて開示する。	○	別紙2の1~4	○	添付資料5の1~5、添付資料11の1~5
㉑ ☆	市場化テストの開始後、業務内容や分量に変更が生じる場合でも新規事業者が適切に積算ができるよう、業務内容や分量の変更内容を注記し、参考となり得る情報を開示すること。	○	別紙2の1~5	○	添付資料5の1~5、添付資料11の1~5
㉒ ☆	対象公共サービスを実施している現場での説明会を開催する、関連資料の閲覧許可を行うなどの対応を積極的に行うこと。資料の閲覧を認める場合は、閲覧場所、閲覧方法についても明示すること。HP等で公開しているものについてはURLを記載すること。	非該当		非該当	

8. 使用させることができる国有財産について(法第9条第2項第8号, 第14条第2項第7号)					
9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第9号)					
10. 適用される法令の特例について(法第9条第2項第10号, 第14条第2項第8号)					
11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について(法第9条第2項第11号, 第14条第2項第9号)					
①	事業終了時に提出する事業報告書について、過去の報告書の閲覧方法が示されているか。	×	記載なし	×	記載なし
②	事業報告書の提出時期、記載すべき内容及び様式の有無が明らかにされているか。	△	時期のみ 要綱8(1)①	△	内容記載なし。時期のみ 仕様書4(1)、7(2)
③	業務の全部を一括して再委託することの禁止が定められているか。	○	要綱8(3)⑫	○	契約書案7条
④	再委託先についてあらかじめ企画書に記載すべき事項(再委託先選定の理由、履行能力等)があれば明記すること。	○	要綱8(3)⑫	○	応札資料作成要領第4章
⑤	再委託を実施するために発注者の事前の承認が必要な場合はその旨記載すること。	○	要綱8(3)⑫	○	契約書案7条
⑥	再委託先の責めに帰すべき事由について受託する民間事業者の責めに帰すべきことが記載されているか。	○	要綱8(3)⑫	○	契約書案7条
⑦	契約変更のための要件や手続きについて、法21条の手続きを経る必要があることを含め、記載されているか。	○	要綱8(3)⑬	×	記載なし
⑧	事業や業務内容に変動が生じることが予想される事業については、具体的な契約変更事由をあらかじめ定めておくこと。	非該当		非該当	
⑨	契約解除については、解除要件のほか、必要に応じ、解除の場合の委託費の支払、違約金、損害賠償等について定めておくこと。	○	要綱8(3)⑭⑮	○	契約書案16条
⑩ ☆	解除要件が発注者に不当に有利である場合には、参入障壁となるおそれがあるため注意すること(発注者の判断により、無条件に即時解除が可能等)。	○	要綱8(3)⑭⑮	○	契約書案16条
12. 損害賠償について(法第9条第2項第12号, 第14条第2項第10号)					
① ☆	契約額に比して損害賠償額が高額になることが参入障壁となる可能性がある場合、賠償責任額(求償額)の上限を定める、賠償責任の発生する場面を限定する(故意・重過失等)ことができないうか検討する。	非該当		非該当	
13. 評価について(法第9条第2項第13号, 第14条第2項第11号)					
①	継続事業の場合、前期の実施状況、評価結果を踏まえた内容が盛り込まれているか。	非該当		非該当	

※競争性の改善について、特に留意すべき項目については☆印

<資料編>

資料 3:「2016 年統計調査士・専門統計調査士受 験対策講座」案内



統計調査士・専門統計調査士 受験対策講座

3
つの
ポイント!!

1. 過去の出題内容と2015年度の試験問題を解説
2. リサーチに必要な統計学の知識と調査実施実務を基礎から学ぶ
3. 公的統計に関する基礎知識とデータの利活用について学ぶ

●日程及びプログラム 弱点克服！受講の組み合わせは自由！

9/20(火)
10:00▶17:00

① 統計学基礎講座

ー統計学の基礎を定量調査の手順に沿って学ぶー
(標本調査と母集団推計、無作為抽出の方法、標本誤差・代表値、検定など)

14,000円
(税別)

9/27(火)
10:00▶17:00

② 統計学応用講座

ーデータ分析における統計手法の活用を学ぶー
(相関関係・回帰・多変量解析・指数化など)

14,000円
(税別)

*受講者は、①に相当する知識があることが前提とします。統計学基礎講座に該当する内容については解説をしません。

10/4(火)
10:00▶17:00

③ 専門統計調査士対策講座「データの利活用編」

ー2015年の試験問題を中心に過去の試験問題を解説ー
(標本設計・データ分析・精度評価・調査データ・分析結果のまとめ等の手法など)

14,000円
(税別)

*受講者は、①②に相当する知識があることが前提とします。統計学基礎講座・応用講座に該当する内容については解説をしません。

10/11(火)
10:00▶13:00

④ 統計調査士対策講座「公的統計実務編」

ー2015年の試験問題を中心に過去の試験問題を解説ー
(公的統計の役割・統計法規・統計調査の基本的知識・統計調査員の役割など)

7,000円
(税別)

10/11(火)
14:00▶17:00

⑤ 専門統計調査士対策講座「調査実施実務編」

ー2015年の試験問題を中心に過去の試験問題を解説ー
(調査の企画・運営・実施・調査員指導など)

7,000円
(税別)

●使用テキスト

テキスト代は、参加費に含まれます。

①②は講師著作のオリジナルテキスト

③⑤は日本統計学会公式認定 (仮称)『統計調査士・専門統計調査士公式問題集[2014～2015]』(実務教育出版)

④は立教大学社会情報教育研究センター 『統計検定統計調査士試験対策コンテンツ』

特典：2講座以上受講する場合は割引制度(10%)があります。

<資料編>

**資料 4:「実施要項作成時における競争性改善上の
チェックポイント」(総務省行政管理局公
共サービス改革推進室官民競争入札等監
理委員会事務局)**

実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント



1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について (法第9条第2項第1号, 第14条第2項第1号)

① 事業の委託範囲は、実施要項によって特定されており、明確であるか。	<input type="checkbox"/>
② 複数の業務を一つの業務に統合したり、一つの業務を別々の業務に業務単位で分割したりすることにより、参入障壁を緩和できる可能性を検討したか。	<input type="checkbox"/>
③ 業務内容(作業内容)が具体的に特定されているか。「～等を行う」、「～が望ましい」、「必要に応じて」、「～以外を実施する」、「(記載された業務内容は)最低限の要求事項である」、「その他必要に応じて」などの曖昧な記載をしないこと。求める成果だけではなく、プロセスを明記すること(「データを集める」ではなく、「～を行って、データを集める」等)	<input type="checkbox"/>
④ 業務を行う上で協力や連携が必要となる関連機関について、具体的にどの機関と協力、連携すべきか明らかにしているか。必要に応じて関連機関に関する情報を注記すると共に、民間事業者の希望があれば実施府省から関連機関に協力要請することを明記する。	<input type="checkbox"/>
⑤ 作業量の多い業務、専門性の高い業務の一部について、事業者自ら実施する必要はなく、再委託が可能である場合には、その旨明記する。	<input type="checkbox"/>
⑥ 再委託先や関連機関等と締結する契約について、質の確保の観点から発注者が契約について一定の内容を求める場合(著作権の帰属等)には、その内容を示すか契約書のひな形等を添付する。	<input type="checkbox"/>
⑦ 落札者決定後速やかに引継ぎを行えるよう、現行事業者や発注者が協力して引継ぎを行うことが記載されているか。	<input type="checkbox"/>
⑧ 施設、貸与物件、資料等の引継ぎにあたり費用負担が大きいもの、原状回復の必要があるもの等について、引継ぎ方法や費用負担が明記されているか。また引継ぎ期間は十分に取られているか(少なくとも従前以上)。	<input type="checkbox"/>
⑨ 実施府省及び事業者の作成した著作物等については、引継ぎの際の権利義務の帰属に関する取扱いが明確であるか。	<input type="checkbox"/>
⑩ 定量化できない事項を定性的な達成目標とする場合は、国の行政機関等が要求する水準について可能な限りわかりやすく記述されているか。	<input type="checkbox"/>
⑪ 業務を行うに当たり確保すべき質を設定する際には、民間事業者の責めによらない事由(利用者や発注者の事情による数値の変動等)が含まれないよう考慮すること。	<input type="checkbox"/>
⑫ 委託費の増減額措置を設定する場合には、対象公共サービスの達成水準を客観的に示す定量的な指標と連動させるなど、第三者から見ても納得できる明確な基準・事由に基づいて行うこと。また、増減の金額や割合、対象となる委託費の範囲、増減額の上限などを定めること。	<input type="checkbox"/>
⑬ 減額措置は民間事業者の意欲を著しく削ぎ、かえって参入障壁となったり、契約関係からの離脱を促すような内容とならないよう留意する。減額の実施を契約解除の条件とする場合には、そのための手続を定めること。	<input type="checkbox"/>

2. 実施期間について (法第9条第2項第2号, 第14条第2項第2号)

① 単年で実施している事業については、設備やスキル構築への投資効率を考慮し、競争環境を減殺しない程度に複数年とすることを検討しているか。	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

3. 入札参加資格について (法第9条第2項第3号及び第3項, 第14条第2項第3号及び第3項)

★ ① 入札参加資格は、特定の事業者しか応札できないなど、競争性を阻害するような要件となっていないか。	<input type="checkbox"/>
★ ② 入札参加資格要件は、客観的に証明できる事項のみとし、評価が分かれる可能性のある事項(対象公共サービスの実施体制や事業実績に関する事項等)は技術点の評価項目として位置付けること。	<input type="checkbox"/>
★ ③ 競争参加資格の等級について、応札者の拡大のため、可能な限り下位の等級まで含めることを検討しているか。	<input type="checkbox"/>
★ ④ 共同体による入札参加資格を定めること。その際、共同事業体の構成に条件を付さないこと(「地理的要因から単独で事業を実施できない場合」等)。	<input type="checkbox"/>
★ ⑤ 共同事業体では、グループの構成員全てに求める必要のない入札参加資格については代表者のみに求めることとし、その他の構成員については必要最低限の入札参加資格にすること。特に業務実施体制については共同事業体全体として業務実施が可能であることを示すことで足りるとすること。	<input type="checkbox"/>

★ ⑥	業務を実施する上で必須となる事業者の法的資格については、原則的に入札参加資格とする。ただし、資格取得の手続き等に配慮して落札後業務開始時までには備えればよいとすることも検討すること。	<input type="checkbox"/>
★ ⑦	その他の資格については、当該資格を要件として求めても一定の応札者数が確保できること、専門能力を担保するのに他の代替手段がないかを検討し、必要最低限の入札参加資格とすること。	<input type="checkbox"/>
⑧	入札参加資格要件として一定の地域内に本店・支店が置かれていることを求める場合には、当該要件を求めても一定の応札者が確保できるよう、本店・支店の設置範囲を制限しないこと、営業所を含めること等について検討し、必要最低限の入札参加資格要件とすること。	<input type="checkbox"/>
⑨	業務を実施する上で特定の施設・設備を保有していることが必須である場合には、原則として入札参加資格要件とすること。ただし、参入障壁緩和の観点から、落札後業務開始時までには保有すればよいとすることも検討すること。	<input type="checkbox"/>
⑩	入札参加資格として民間事業者又は業務従事者の知見・技術力等を求める場合には、その客観的な証明手段を明記すること。	<input type="checkbox"/>
4. 入札参加者の募集について (法第9条第2項第4号, 第14条第2項第4号)		
★ ①	入札公告から事業開始までのスケジュールは十分余裕をもったものとなっているか(少なくとも従前以上)。	<input type="checkbox"/>
②	入札公告から入札書類提出までの期間が十分確保されているか(少なくとも従前以上)。また、入札書類はインターネット等の安易な手段により入手できるか。	<input type="checkbox"/>
③	入札説明会後から入札書類提出前までの期間に、質問期間が十分に設けられているか。	<input type="checkbox"/>
★ ④	競争条件を損なうことがないよう質問への回答や情報提供は原則として公表することとする。ただし、公表することが民間事業者の不利益となる場合には質問者の意向を聴取した上で公表しないよう配慮すること。	<input type="checkbox"/>
⑤	必要に応じ、現場説明会の開催が考慮されているか。	<input type="checkbox"/>
⑥	入札書類の提出要求が新規参入事業者にとって過大な負担となっていないか。契約時に求めることで足りる書面などは省略し、あらかじめ様式を示すなどして入札書類作成の負担を軽減すること。	<input type="checkbox"/>
★ ⑦	提案書についてはひな形および記入例を示すこと。各評価項目と様式との対応を明示し、提案書の添付資料についてもわかりやすく示すこと。また、提案書作成の負担軽減や現行事業者と新規事業者との間のイコールフットingの観点から、提案書の枚数の上限を定めること。	<input type="checkbox"/>
⑧	経理基盤に関する確認のために求める書類については、会計課等とも協議の上、不必要に提出を求めることのないよう注意すること。	<input type="checkbox"/>
⑨	入札金額の内容・範囲を明示すること。必要に応じ、入札金額の算出に当たって必要となる算式や予定数量を示すこと。	<input type="checkbox"/>
5. 落札者決定のための評価基準等について (法第9条第2項第5号, 第14条第2項第5号)		
①	必須項目、加点項目ともに各項目の評価基準を明らかにすること。段階的に配点する場合には、配点の内訳についても示すこと。	<input type="checkbox"/>
②	評価項目は細分化しすぎると提案書の記載もれを招き、提案書の作成負担も過大になるので、類似の評価項目はできるだけ1つにまとめ、評価基準において評価対象となる事項を明らかにすること。	<input type="checkbox"/>
③	民間事業者が積極的に創意工夫の提案を行うよう、評価項目や評価基準を設定し、評価において重視するポイントを明らかにすること	<input type="checkbox"/>
★ ④	新規参入を促すため、同一又は類似業務の実績を過度に高く評価しないこと。また業務実績を評価対象とする場合には、参入障壁とならないよう、原則として加点項目において評価すること。	<input type="checkbox"/>
★ ⑤	類似実績を評価の対象とする場合には、類似実績として認める範囲も明らかにすること。その際、類似実績の範囲は業務の実施にあたって有益な知見・ノウハウを有する業態を広く含めるようにし、官公庁の発注であることなど、特定の業態に拘らないようにすること。	<input type="checkbox"/>
★ ⑥	民間事業者又は業務従事者の知見・ノウハウ等を評価対象とする場合には、求められる知見・ノウハウの具体的内容、求められる水準がわかるように記載すること。その際「精通していること」といった表現ではなく、できる限り客観的な指標をもって示すこと(●年以上の業務従事経験等)。	<input type="checkbox"/>
⑦	現行事業者に有利となる特定の項目の評価点が高いなど、偏った評価とならないように配点を設定すること。複数の項目に配点が分かれていても実質同一の条件を重複して評価している場合があるので注意すること(知見・ノウハウの評価基準が類似実績の有無である場合等)。	<input type="checkbox"/>

⑧	特定の公的または民間の認証(ISO、プライバシーマーク等)を得ていることを評価の対象とする場合は、当該認証の取得の難易を考慮し、他の認証の取得、評価材料によって配点することができないかについても検討すること。	<input type="checkbox"/>
⑨	高い専門性が求められる一定の分野について、専門能力の証明を民間事業者に求め、民間事業者に証明責任を負わせることはせず、専門能力の証明のために提出させる資料を明らかにし、発注者において専門性の有無を判断すること。	<input type="checkbox"/>
★ ⑩	業務に有益な「ネットワーク」を有していることを求めるものについては、現行事業者に過度に有利になるおそれがあるため、連携を求める対象を明らかにした上で、必要に応じて発注者が関連機関に対して連携・協力の依頼をすること。業務実施体制に関する評価項目と重複していないかについても検討すること。	<input type="checkbox"/>
⑪	民間事業者の経験や能力を評価するに当たっては、現行事業者を有利に評価することのないよう、過去の実績ではなく、提出された組織の実施体制を評価することで足りないかについても検討すること。	<input type="checkbox"/>
6. 情報遮断のための措置について 【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第6号)		
7. 情報開示について (法第9条第2項第7号及び第4項、第14条第2項第6号及び第4項)		
★ ①	対象公共サービスを外部委託によって実施している場合、当該委託費の支払額及びその内訳を開示すること。また、内訳は、新規参入者であっても積算できるよう、できる限り委託業務に沿った内容とするとともに、管理費の有無についても明確にすること。	<input type="checkbox"/>
②	費目ごとに年度によって金額が相当程度変動しているものについては、増減の要因(業務量の変動等)を注記する。金額の変動と業務量の変動に相関性が認められる場合には当該業務量も開示する。	<input type="checkbox"/>
③	人員数は工数(人日)だけでなく、実人数を示すこと。複数の業務に重複する人員がある場合は、その旨を注記すること。	<input type="checkbox"/>
④	年度や通年の繁忙状況によって人員数が相当程度増減している場合には、増減の要因(業務量の変動等)や増減措置の内容及び方法について注記する。人員の変動と業務量の変動に相関性が認められる場合には、当該業務量も開示する。	<input type="checkbox"/>
⑤	常勤、非常勤の職員は区分して記載する。非常勤職員等の勤務時間、従事日数、雇用目的等について注記する。ボランティアの従事がある場合には、募集条件、募集方法と人数、従事日数等を記載する。	<input type="checkbox"/>
⑥	対象公共サービス従事者に求められる保有資格、専門的知識、業務経験、事務処理能力等があれば記載する。	<input type="checkbox"/>
⑦	対象公共サービスの実施のために使用した施設については、施設名称、場所、使用面積、使用料(借料)等を明らかにする。設備及び主要な物品については、種類、種類別の使用料、維持管理の経費負担等を開示する。他の事業と共用の施設、設備等があればその旨を注記する。	<input type="checkbox"/>
⑧	開示した施設、設備及び主要な物品等について国が貸与するものと民間事業者自身が準備すべきものの区分を明示し、国が貸与するものについては一覧を記載すること。	<input type="checkbox"/>
⑨	業務実施期間中に、設備、備品及び主要な物品等について変更(修理、追加費用等を含む)があった場合は、その内容を明記する。	<input type="checkbox"/>
⑩	従来の実施において達成水準を設定していた場合には、その水準(アンケート調査の結果、モニタリングの結果等)や達成の程度を明示すること。また、達成水準を達成できなかった場合には、その理由を明記すること。	<input type="checkbox"/>
⑪	複数の地域、事業所で行う業務の場合には、地域、事業所ごとの達成水準を示すこと。	<input type="checkbox"/>
⑫	業務の性質により、単位作業量あたりの時間、単位作業量あたりの人日数、単位日数あたりの作業量、一人当たり作業量等を記載すること。	<input type="checkbox"/>
⑬	業務の繁忙の変動が大きく、単位日数あたりの作業量のみでは情報開示として不十分である場合には、一日の中での時間帯別業務量や月別業務量も開示する。	<input type="checkbox"/>
⑭	対象公共サービスの一部を外部委託している場合には、従来の外部委託の状況がわかるように業務フロー図に外部委託部分を記載するなど、どの程度外部委託しているか分かるよう記載する。	<input type="checkbox"/>
⑮	緊急時の対応業務が必要な事業では、過去の発生頻度、発生状況等が開示されているか。	<input type="checkbox"/>
⑯	業務従事者等に対する研修、外部有識者による委員会や会議の開催回数は開示されているか。	<input type="checkbox"/>
⑰	その他、秘密保持等の観点から実施要項上で開示が困難な情報についても、業務開始までに秘密保持誓約書等の提出を条件に開示することができる場合はその旨記載する。	<input type="checkbox"/>

⑱	入札単位が複数である場合、全入札単位に共通する事項を冒頭に記載した上で、各入札単位個別の事項については入札単位ごとに数値を開示しているか。	<input type="checkbox"/>
⑲	入札が一つであっても複数の事業所、都道府県ごとに行う業務については、新規事業者が適切に実施体制を組むことができるよう事業所、地域ごとの情報開示を行うこと。	<input type="checkbox"/>
★ ⑳	「従来の実施に要した経費」「従来の実施に要した人員」「従来の実施に要した施設及び設備」「従来の実施における目的の達成の程度」について、可能な限り最新の情報を含む複数年の情報を提供すること(原則3年以上)。原則、実施要項を公表する年度の前年度までの情報を開示することとするが、実施要項を公表する年度の情報も参考情報として開示することが可能であれば、それを含めて開示する。	<input type="checkbox"/>
★ ㉑	市場化テストの開始後、業務内容や分量に変更が生じる場合でも新規事業者が適切に積算ができるよう、業務内容や分量の変更内容を注記し、参考となり得る情報を開示すること。	<input type="checkbox"/>
★ ㉒	対象公共サービスを実施している現場での説明会を開催する、関連資料の閲覧許可を行うなどの対応を積極的に行うこと。資料の閲覧を認める場合は、閲覧場所、閲覧方法についても明示すること。HP等で公開しているものについてはURLを記載すること。	<input type="checkbox"/>
8. 使用させることができる国有財産について (法第9条第2項第8号, 第14条第2項第7号)		
9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について 【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第9号)		
10. 適用される法令の特例について (法第9条第2項第10号, 第14条第2項第8号)		
11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について (法第9条第2項第11号, 第14条第2項第9号)		
①	事業終了時に提出する事業報告書について、過去の報告書の閲覧方法が示されているか。	<input type="checkbox"/>
②	事業報告書の提出時期、記載すべき内容及び様式の有無が明らかにされているか。	<input type="checkbox"/>
③	業務の全部を一括して再委託することの禁止が定められているか。	<input type="checkbox"/>
④	再委託先についてあらかじめ企画書に記載すべき事項(再委託先選定の理由、履行能力等)があれば明記すること。	<input type="checkbox"/>
⑤	再委託を実施するために発注者の事前の承認が必要な場合はその旨記載すること。	<input type="checkbox"/>
⑥	再委託先の責めに帰すべき事由について受託する民間事業者の責めに帰すべきことが記載されているか。	<input type="checkbox"/>
⑦	契約変更のための要件や手続きについて、法21条の手続きを経る必要があることを含め、記載されているか。	<input type="checkbox"/>
⑧	事業や業務内容に変動が生じることが予想される事業については、具体的な契約変更事由をあらかじめ定めておくこと。	<input type="checkbox"/>
⑨	契約解除については、解除要件のほか、必要に応じ、解除の場合の委託費の支払、違約金、損害賠償等について定めておくこと。	<input type="checkbox"/>
★ ⑩	解除要件が発注者に不当に有利である場合には、参入障壁となるおそれがあるため注意すること(発注者の判断により、無条件に即時解除が可能等)。	<input type="checkbox"/>
12. 損害賠償について (法第9条第2項第12号, 第14条第2項第10号)		
★ ①	契約額に比して損害賠償額が高額になることが参入障壁となる可能性がある場合、賠償責任額(求償額)の上限を定める、賠償責任の発生する場面を限定する(故意・重過失等)ことができないか検討する。	<input type="checkbox"/>
13. 評価について (法第9条第2項第13号, 第14条第2項第11号)		
①	継続事業の場合、前期の実施状況、評価結果を踏まえた内容が盛り込まれているか。	<input type="checkbox"/>

※競争性の改善について、特に留意すべき項目については★をつけています。

<資料編>

**資料 5:「市場化テストを実施している統計調査」
（総務省行政管理局公共サービス改革推
進室官民競争入札等監理委員会事務局）**

市場化テストを実施している統計調査

平成29年4月現在

No.	事業名	市場化テスト 終了	新プロセス ○：移行	所管府省	備考
1	消費動向調査	○		内閣府	
2	科学技術研究調査	○		総務省	
3	サービス産業動向調査			総務省	
4	民間給与実態統計調査		○	財務省	
5	社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査		○	厚生労働省	
6	就労条件総合調査		○	厚生労働省	
7	能力開発基本調査			厚生労働省	新規
8	牛乳乳製品統計調査		○	農林水産省	
9	生鮮野菜価格動向調査		○	農林水産省	
10	木材流通統計調査のうち木材価格統計調査		○	農林水産省	
11	農業物価統計調査		○	農林水産省	
12	内水面漁業生産統計調査		○	農林水産省	
13	経済産業省企業活動基本調査		○	経済産業省	
14	石油産業情報化推進調査	○		経済産業省	
15	情報通信業基本調査			経済産業省	新規
16	海外事業活動基本調査			経済産業省	新規
17	中小企業実態基本調査			経済産業省	新規
18	容器包装利用・製造等実態調査	○		経済産業省 農林水産省	
19	建設関連業等の動態調査	○		国土交通省	
20	国際航空旅客動態調査			国土交通省	新規
21	水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査			環境省	

* 新プロセス及び市場化テスト終了について

公共サービスの質の低下を来すことなく継続して改革の有効性を確保するとともに、事業を実施する国の行政機関等（以下「実施府省等」という。）の自主的な取組みを促す観点も踏まえ、評価において良好な実施結果が得られた事業については、監理委員会の関与を軽減し、実施府省等の自律的入札・契約に委ねる新たなプロセスを「新プロセス」と呼ぶ。また、監理委員会の審議の更なる効率化を図る観点から、市場化テストの対象となった事業を公サ法の対象から外し、国の行政機関等の責任において入札・契約を行うこととする、「市場化テスト終了プロセス」を設けることとした。

<資料編>

**資料6:「公共サービス改革施行10年の成果と課題」
(総務省行政管理局公共サービス改革推進室)**

公共サービス改革施行10年の成果と課題

総務省行政管理局公共サービス改革推進室

I-1 公共サービス改革法制定の背景

- 「民間にできることは民間に」という観点から、公共サービスの民間開放を横断的に
行うための手法として、官民競争入札（市場化テスト）の導入が検討課題に。
- 公共サービス改革法が制定され、平成18年7月から施行。

厳しい財政状況と
国民の公共サービスに対する要望

既存制度（PFI、指定管理者制度等）の限界
（対象分野が限定的・法律の規制等）

限られた財源の中で
公共サービスの
質の向上

横断的な公共サービスの改革

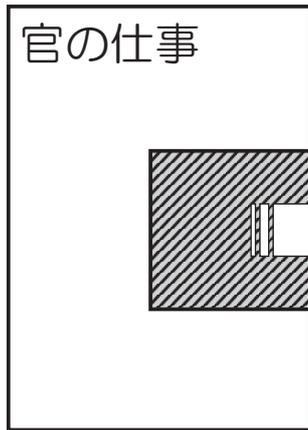
公共サービス全般について
効率性と質の向上を
実現する必要

公共サービス改革法の制定（平成18年5月成立。同年7月施行）
正式名称：「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」

I-2 市場化テストとは

- いわゆる「市場化テスト」とは、官民競争入札と民間競争入札のこと。
- 競争環境を作り出すことで、公共サービスの質の維持向上と経費削減を目指すものであり、官民を問わず、最も適した者が公共サービスの実施を担う仕組み。

質と価格の観点から総合的に最も優れた者が公共サービスを実施



官民競争入札

※官が競争入札に参加し、官と民が競い合う

官 VS 民 VS 民 . . .

民間競争入札

※官が競争入札に参加せず（官の不戦敗）、民間事業者だけで競い合う

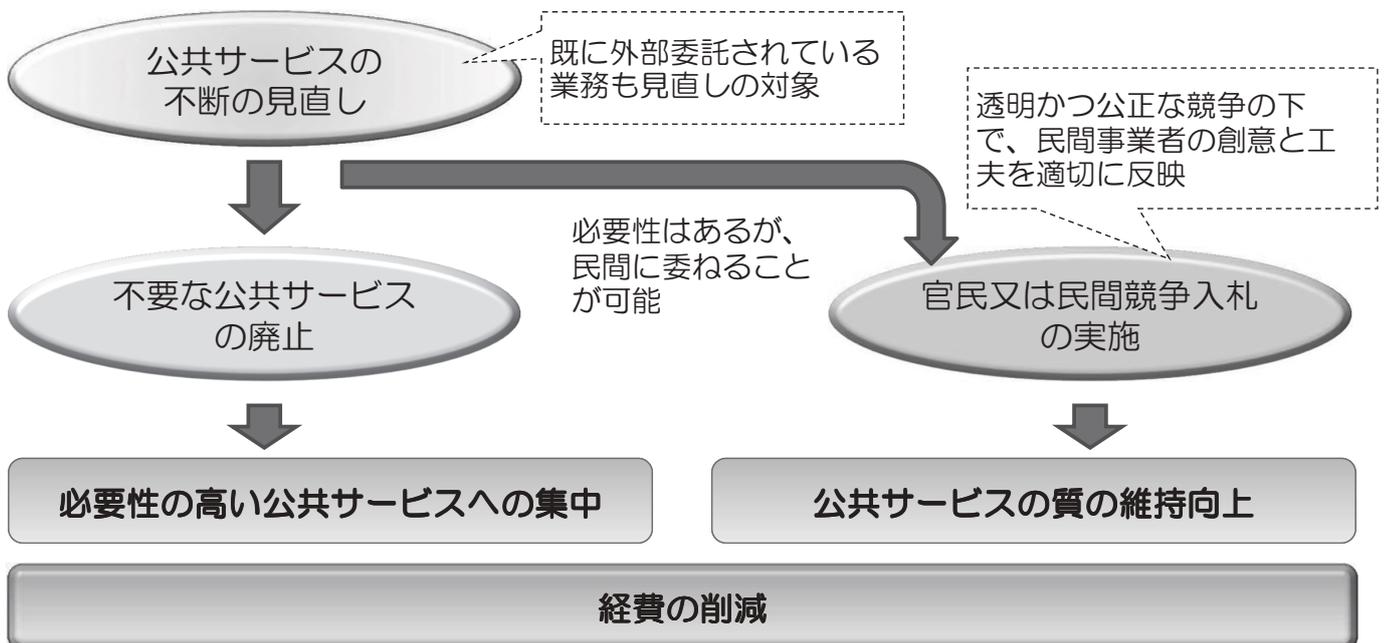
~~官~~ VS 民 VS 民 . . .



I-3 公共サービス改革法の趣旨・基本理念

- 「民間にできることは民間に」という観点から、公共サービスを不断に見直し、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現すること。
- 公共サービスの不断の見直しを通じ、官の責任において行う必要がない業務は廃止すること。

聖域なく公共サービス全体を見直し



Ⅱ－１ 対象事業の選定①（公共サービス改革基本方針とは）

- 公共サービス改革基本方針は、競争の導入による公共サービスの改革に対する基本的な考え方と実行計画を示すもので、本文と別表で構成される。
- 毎年度見直しを行い、変更した基本方針を閣議決定（第7条第7項）
第1次（平成18年9月5日）、・・・、今回（第13次：平成28年6月28日）

本文の内容

1. 意義及び目標（第7条第2項第1号）
2. 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針（同項第2号）
公共サービスの改革を推進する上での基本的な考え方及び留意点
3. その他公共サービスの改革の実施に関し必要な事項（同項第8号）

<別表>対象公共サービス（事業）の一覧表

1. 官民又は民間競争入札の対象として選定した国の行政機関等の公共サービスの内容等（同項第5号、第6号）

公共サービスの内容
・対象公共サービスの範囲
・実施予定期間・時期
・対象とする箇所 等
 2. 廃止の対象とする公共サービスの内容等（同項第7号）
 3. 政府が講ずべき措置についての計画（同項第3号、第4号）
 - ・法令の特例を講じなければ国の行政機関等又は地方公共団体の職員以外の者に実施させることができない業務（既に法令の特例を講じたものを除く）
 - ・当該業務に適用する特例に関する計画
- (例)
- | 事項名 | 措置の内容等 |
|--------|---|
| ○ ●●業務 | ●●業務について、民間競争入札を実施する。その内容は原則として次のとおりとする。
【業務の概要及び入札の対象範囲】
●●業務
【入札等の実施予定時期】
平成26年12月を目途に入札公告し、平成27年4月から落札者による事業を実施
【契約期間】
平成27年4月から平成30年3月までの3年間
【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】
●●（●●県） |

Ⅱ－２ 対象事業の選定②（主な対象事業及び対象事業数の推移）

- 平成28年6月の基本方針までに選定された対象事業は、合計361事業。

国の公物管理等（123事業）

独立行政法人（71事業）

国の施設管理・運営・研修関連（41事業）

行政情報ネットワークシステム関連（73事業）

統計調査関連（18事業）

地方出先機関（13事業）

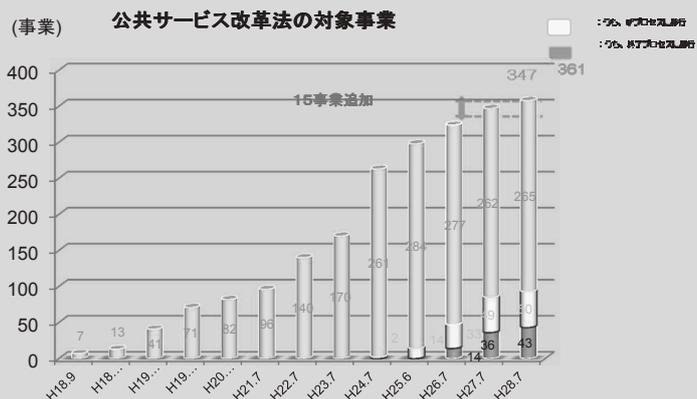
政府米の販売等

国民年金保険料収納

登記関連

刑事施設関連

対象事業数の推移（累計）



Ⅱ－３ 対象事業の選定③（統計関係）

○新規

・能力開発基本調査	厚生労働省	H 29.7～32.3(新規)
・情報通信業基本調査	経済産業省	H 30.4～33.3(新規)
・海外事業活動基本調査	経済産業省	H 31.4～34.3(新規)
・国際航空旅客動態調査	国土交通省	H 29.4～32.3(新規)
・中小企業実態基本調査	経済産業省	H 30年度を目途開始(新規)

○継続

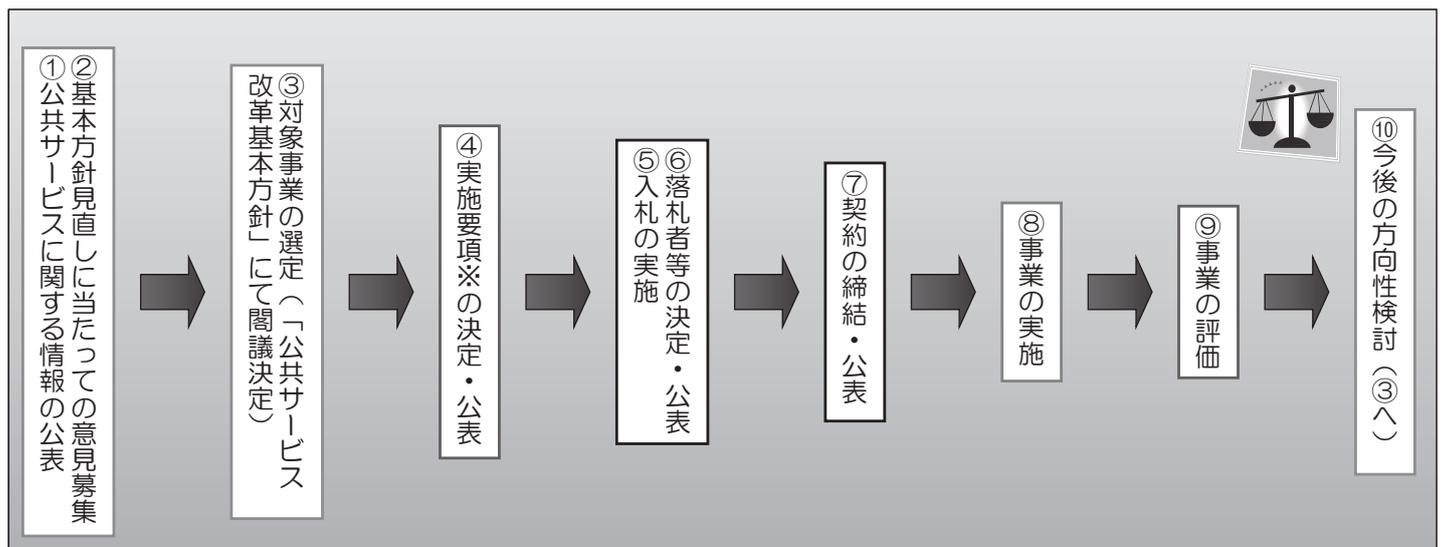
・農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業における研究成果の普及状況把握・分析調査等に係る業務委託事業	農林水産省	H28.4～H30.3(継続・競争性に課題)
・サービス産業動向調査	総務省	H26.8～H29.3(継続・回収率に課題)
・水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査	環境省	H24.4～H29.3(継続・競争性に課題)

○終了プロセス・新プロセス

・建設関連業等の動態調査	国土交通省	H25.4～H28.3(終了)
・容器包装利用・製造等実態調査	経産省・農水省	H26.4～H27.3(終了)
・石油ガス流通合理化調査	経産省	H26.4～H29.3(終了)
・石油産業情報化推進調査	経産省	H26.4～H29.3(終了)
・建設関連業等の動態調査	国交省	H25.4～H28.3(終了)
・消費動向調査業務	内閣府	H25.4～H28.3(終了)
・社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査	厚労省	H24.5～H27.3(新プロ)
・経済産業省企業活動基本調査	経産省	H24.4～H27.3(新プロ)
・内水面漁業生産統計調査	農水省	H23.11～H26.8(新プロ)
・農作物価統計調査	農水省	H23.11～H27.3(新プロ)

Ⅱ－４ 官民又は民間競争入札の全体の流れ

官民競争入札等監理委員会（第三者機関）がプロセスの透明性・中立性・公正性を確保



Ⅱ-4 官民競争入札

- 4事業で官民競争入札を実施。
- 内閣府永田町合同庁舎の管理・運営業務は、初の官民競争入札実施事業。

内閣府永田町合同庁舎の管理・運営業務 (※終了プロセス)

内閣府大臣官房会計課 (庁舎管理担当)

- 維持管理・運営計画の策定
- 各業務の総合調整
- 使用調整計画の策定
- 維持管理・運営に係る契約関係業務
- 維持管理・運営に係る物品の管理業務



官民競争入札の対象とした業務

管理担当者<会計課非常勤職員1名>

- 各業務の総合調整 (軽微な事項)
- 各業務日誌 (報) の確認 (重要事項は会計課へ報告)
- 共用会議室の使用調整 (重要事項は会計課と協議)

警備業務<委託>

電気及び機械設備管理業務<委託>

清掃業務<委託>

各種設備定期点検保守業務<委託>

Ⅲ 官民競争入札等監理委員会

- 監理委員会は、委員13人以内をもって組織 (第39条第1項)。
- 委員は、優れた識見を有する者のうちから、総務大臣が任命 (第40条)。

※本委員会を開催するためには全12名中7名以上の出席が必要

官民競争入札等監理委員会 委員名簿

委員長	稲生 信男	早稲田大学 社会科学総合学術院 教授
委員長代理	井熊 均	株式会社日本総合研究所 常務執行役員 創発戦略センター所長
委員	浅羽 隆史	成蹊大学法学部教授
	石堂 正信	公益財団法人交通協力会 常務理事
	稲葉 延雄	公益社団法人経済同友会 経済情勢調査会 委員長
	尾花 真理子	弁護士
	川島 千裕	日本労働組合総連合会 総合政策局長
	北川 正恭	早稲田大学マニフェスト研究所 顧問
	清原 慶子	東京都三鷹市 市長
	古笛 恵子	弁護士
	梅木 典子	公認会計士
	野口 晴子	早稲田大学政治経済学術院 教授

※ 委員は50音順

IV-1 法令の特例（財政法の特例）

- 公共サービス改革法では、国庫債務負担行為の年限に関し、財政法の特例が規定されている（第30条）。

（地方公共団体における債務負担行為の年限は法律上定められていないため、各地方公共団体の予算において債務負担行為を定め、議会の議決を経た上で、その範囲内で契約期間を定める。）

一般事業

財政法により **5年**が上限

財政法（昭和22年法律第34号）

第十五条（略）

3 前二項の規定により国が債務を負担する行為に因り支出すべき年限は、当該会計年度以降**五箇年度以内**とする。



官民又は民間競争入札では、新たな設備投資や人的投資等を行うため、5年を超える実施期間が適当な場合が想定される。

官民競争入札等対象事業

特例により **10年**が上限

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）

（財政法の特例）

第三十条 国が対象公共サービスについて債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降**十箇年度以内**とする。



ただし、競争環境を維持する観点や、公共サービスの見直しを不断に行う観点から、実施期間が過度に長期となることは適切ではない。

具体的には、個々の公共サービスの態様に応じ、最大10年の実施期間の範囲内で実施要項に設定

IV-2 法令の特例（公共サービスの適正かつ確実な実施）

- 公共サービス改革法では、民間事業者が公共サービスを担うこととなった場合に、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を規定。

① 秘密保持義務規定

- 民間事業者、その従事者に対し守秘義務を課す（第25条第1項）。



② みなし公務員規定

- 民間人であっても、公共サービスに従事する者については、賄賂罪、公務執行妨害罪、職務強要罪などが適用（第25条第2項）。

③ 監督規定

- 民間事業者に対し、報告を求め、必要に応じ立入検査を行う（第26条）。また、必要な措置をとるべきことを指示することも可能（第27条）。

④ 契約解除等の措置

- 契約の解除事由を明確に規定（第22条第1項）。
- 解除する場合には、公共サービスを中断させないように、新たな官民又は民間競争入札の実施、国の行政機関等による実施など、必要な措置を講ずる（同条第2項）。

IV-3 法令の特例（国民年金法等の特例）

- 公共サービス改革法では、国民年金保険料の収納に関する業務の民間委託に関し、国民年金法等の特例が規定されている（第33条）。

特定業務（第33条第1項）

- ① 保険料滞納者に対し、保険料が納期限までに納付されていない事実の通知及び納付されていない理由の確認を行う業務
- ② 保険料滞納者に対し、面接その他の方法により保険料の納付の勧奨及び請求を行う業務
- ③ ①により確認した理由その他の①及び②の業務の実施状況を、厚生労働省令で定めるところにより、日本年金機構の理事長に報告する業務

非弁行為との関係（同条第4項）

保険料の納付の請求の業務については、弁護士法第72条の規定は適用しない。

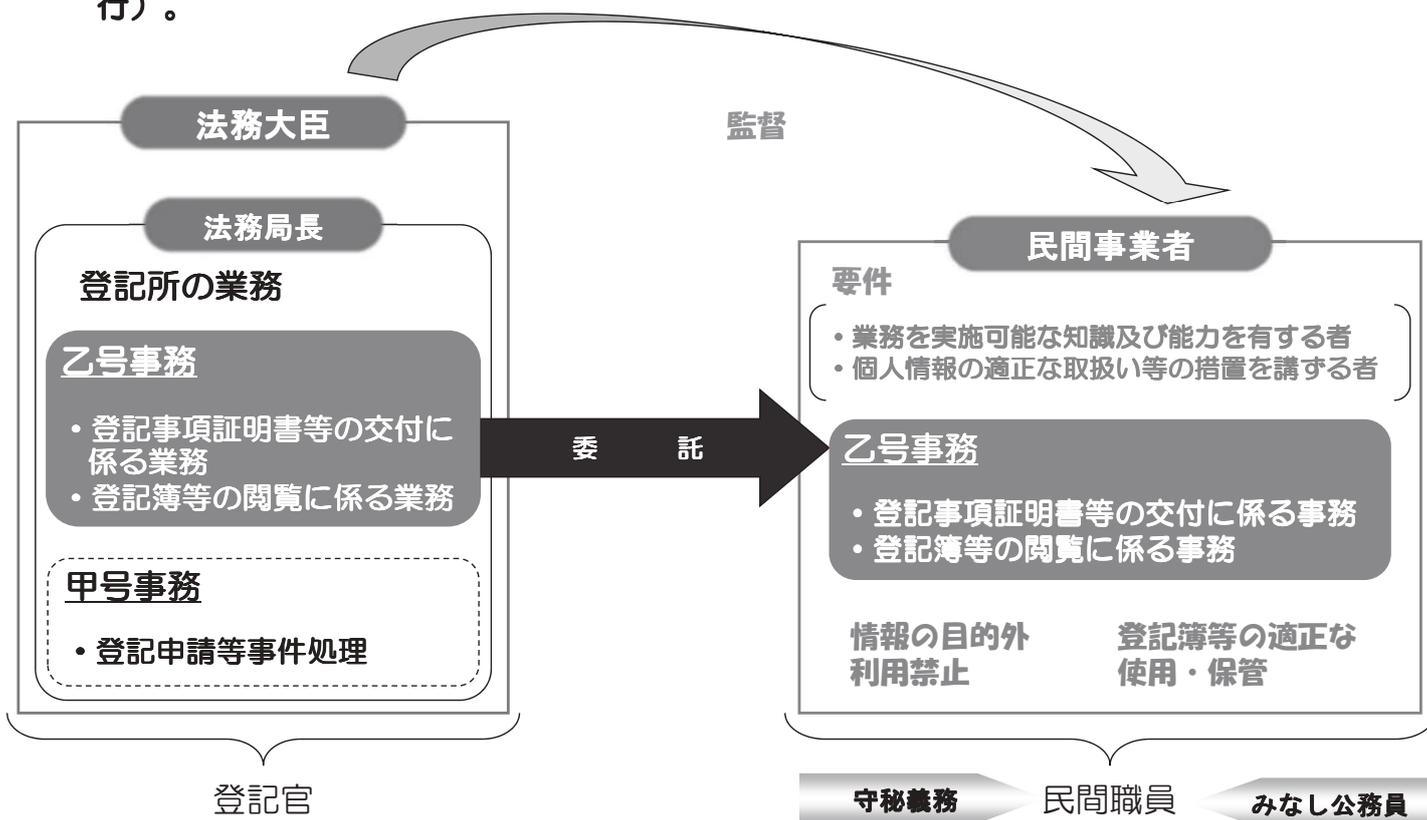
※滞納者が保険料の納付を拒否している場合は「法律事件」に該当するため、保険料の納付の請求という「法律事務」を行うことは、本来、弁護士法第72条に抵触する。

（参考）弁護士法

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

IV-4 法令の特例（不動産登記法等の特例）

- 登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の民間委託を可能にするため、第33条の2が追加され、不動産登記法等の特例が設けられた（平成19年5月成立、同年7月施行）。



IV-5 法令の特例（刑事収容施設法等の特例）

法務省 刑事施設の運営業務

市場化テスト対象業務

総務・警備業務

作業・職業訓練業務等

実施刑務所

静岡刑務所、笠松刑務所

黒羽刑務所、静岡刑務所、笠松刑務所

(事業期間：平成22年5月から平成29年3月までの7年間)



質の維持向上の例

作業・職業訓練

☆ 社会貢献作業の実施

・特別養護老人ホームの車椅子の清掃作業を実施

社会的意義のある作業を通じて受刑者の達成感を醸成

☆ 農業科

・施設内の農場で職業訓練として農業に関する基礎知識と技術を習得



☆ 情報処理技術科（情報ビジネス）

・施設内でパソコンを使用し、基本操作、CAD、CG関係の知識及び技術を指導
・幅広い職種で、就職活動や転職活動の際に求められるパソコンのスキルを養成

☆ ネイリスト科

・専門学校の協力の下、基礎技術の習得と自立開業に必要な知識の習得

☆ 給食

・新調理システムを導入した就労に直結する実践的職業訓練の実施

研修

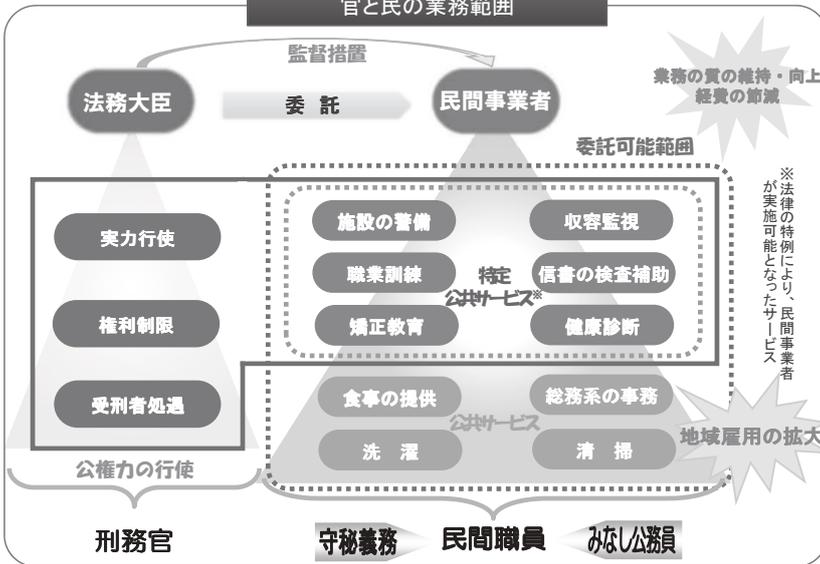
実践

給食担当企業での採用



民間のノウハウを活用した充実した就労支援

官と民の業務範囲



V-1 法施行10年の成果と課題①

平成28年6月時点

1. 経費削減／人員の削減・再配置等

- 官民又は民間競争入札（市場化テスト）の導入決定事業数…361事業
- 導入による経費削減効果…累積約226億円（約27%の削減）（注1）
- 平成27年度までに市場化テストを導入した事業のうち、従前に国等の職員が当該業務に携わっていた事業について、従前の職員の約98.0%（7,130人）が定員削減

○ 国の契約に占める競争性のない随意契約の割合は17年度の46%から24年度の18%に低下、一般競争入札における一者応札の割合は19年度の33%から24年度の27%に低下。
（注1）①従来の実施経費が算出できない新規事業や②法に基づく入札の対象外となった事業を除く188事業を対象。
削減効果はすでに事業の評価が終了している場合は評価時の数値、評価が終了していない場合は実施要項及び落札金額等から算出。

2. 新たな市場の開放（官が自ら実施していた業務／特定の法人等が継続的に受注していた業務）

<p>※ 国民年金保険料収納事業（日本年金機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国312箇所の年金事務所全てで事業を実施中 ◆ 経費削減効果：126億円（11.0億円→54億円） 	<p>行政情報ネットワークシステム関連業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国・独法のLANシステムの更新整備及び運用管理業務について委託を実施 ■ 事業規模：280億円以上
<p>※ 登記事項証明書等の交付等（法務省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国419箇所の登記所で事業を実施中 ◆ 経費削減効果：48億円（11.0億円→6.2億円） 	<p>公物管理（国土交通省等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等（注1）【事業規模74.8億円】 ○ 港湾、空港における発注者支援業務（注2）【7.4億円】 ○ 国営公園の維持管理（注1）【9.0億円】 ○ 空港施設の維持管理（注1）【6.9億円】等 ■ 事業規模の総額：年間980億円以上 <p>（注）金額は事業選定を行った時期の事業規模（注1＝平成21年度、注2＝平成22年度）</p>
<p>※ 刑事施設の運営業務（法務省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 刑事施設の運営業務の一部について事業を実施中 ・ 総務業務及び警備業務：静岡刑務所及び笠松刑務所 ・ 作業業務、職業訓練、教育業務及び分類業務：黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所 ※は公共サービス改革法に基づく特例により民間委託が可能となった事業 	<p>統計調査、研修、国家試験の実施等</p> <p>国の行政機関等の職員が直接実施していた業務を民間開放</p>

3. 民間の創意工夫による質の維持向上

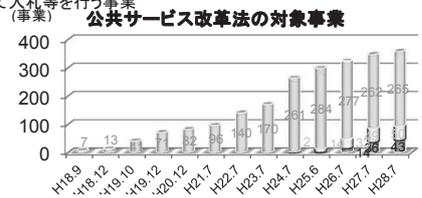
- ・ 対象公共サービスの質については、ほぼ全ての事業で目標が達成。
- ・ さらに、民間事業者の創意工夫による業務改善の取組も数多く実施。
- ①業務の効率化に向けた取組
 - ・ 情報システムの活用（備品等のデータベース化（施設）、オンライン調査の導入（統計））
 - ・ 運用上の工夫（FAQの整備・リマインダー封書発送による回収率の向上（統計））
- ②業務内容の充実に向けた取組
 - ・ 利便性・快適性の向上（レイアウト、掲示物の改善（施設）、研修目的を踏まえた新プログラム導入（研修））
 - ・ 迅速・適切な対応（各業務横断的な連携・クレーム処理の一体的対応（施設）、マニュアルの作成、トラブル事例についてのノウハウの蓄積と共有（徴収））
 - ・ 広報の強化（新規広報媒体の開拓、大手マスコミへのプレスリリース（施設（集客施設））、受講者募集に向けた無料セミナーの開催（研修）、企業CSR活動や企業協賛イベントの誘致等による参加型の公園運営

4. 監理委員会における議論の成果の横展開

- ・ 監理委員会での議論を他の事業に援用／「標準例」として議論の成果をまとめ公開

公共サービス改革法対象事業数

※新プロセス＝良好な実施結果が得られたもののうち、手続を簡素化した事業
※終了プロセス＝良好な実施結果等が得られたもののうち、法の対象外とし、各府省の責任において入札等を行う事業



V-2 法施行10年の成果と課題②

総合評価落札方式を採用した中央合同庁舎等*の管理・運營業務

設備管理、清掃、植栽管理、警備、受付、環境測定、電話交換、エネルギー管理等の業務を一体的に発注（事業期間3年間の複数年契約）



民間事業者の創意工夫の発揮（一例）

- ・ エレベータ閉じ込め救出訓練、発電機の緊急起動等、災害等に備えた緊急時対応訓練を定期的実施
- ・ 庁舎屋上のルーフトレインの点検・清掃を毎月の定常化業務とし、台風等から予防保全
- ・ 女性警備員を増やすことで、女性不審者への対応、女子トイレの巡回等、男性警備員ではケアしづらい部分での対応を可能とし、警備の質を向上
- ・ 空調機フィルター用消耗品について、清掃等を充実させ、交換回数を減らし、コスト削減

○ 効果的な省エネルギー提案等による光熱費削減の例

- ・ 監視装置データを活用したエネルギー消費量の低減（節電プログラム）
- ・ 電球のLED化、蛍光灯の間引き、効果的な空調設備の運転等による節電
- ・ 契約電力量の見直しに伴う電気料金の削減

質の確保

☆ 環境への配慮

☆ 利用者の高い満足度

- ・ 施設利用者アンケート（「快適性の確保」の観点で実施）において、「良い」及び「概ね良い」の回答が約9割となる等、**十分な満足度**を得ている。

☆ 品質の維持・安全性の確保

- ・ 管理・運營業務の不備に起因する当該施設における執務の中断、空調の停止、停電、断水の発生、施設利用者の怪我の発生等は生じなかった。（全合同庁舎共通）

コスト削減効果

競争性の改善により、従来よりも**経費を削減（単年度比較）**

加えて、

管理・運營業務の経費に含まれず、別途、各府省等が負担していた光熱費等が削減された。

V-3 法施行10年の成果と課題③（法運用のあり方見直し）

1. 意見募集等

現状＝民間事業者からの提案により、多くの事業において市場化テストを実施
課題＝年々提案数が減少する傾向

監理委員会事務局から民間事業者に対して直接ヒアリングを実施するなど、対話を重ねる取組を検討。

2. 事業選定

現状＝行政事業レビューシート等を活用し、既に外部委託されている契約状況を基にした網羅的な事業選定が中心
課題＝法の趣旨は、「国の行政機関等が実施する公共サービスに関し、民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定」することにあるところ、契約状況の側面以外に事業の目指すべき目的・成果を踏まえた重点的な議論、「官から民への」趣旨を踏まえた事業選定を徹底すべきとの指摘

○政策体系における上位施策などの広い観点から選定対象を捉え、官民の適切な役割分担等を考慮しつつ選定するアプローチを検討

（政策評価・独立行政法人評価との連携）

○「官から民へ」の趣旨を踏まえた事業選定も引き続き重視（国会、報道等の議論のフォローを徹底）

3. 実施要項審議

○ 監理委員会における審議

現状＝競争性の確保や情報開示の徹底の観点から議論

課題＝民間の創意工夫や公共サービスの質の維持向上について議論を深めるべき

○ 民間事業者の創意工夫の活用

現状＝多くの事業において総合評価落札方式を採用し、創意工夫を導入

課題＝仕様書上創意工夫の余地を認める、アウトカムの明示、代替提案の許容等の指摘

○ 委託業務内容の検討

現状＝事業の包括化や複数年化を実施し、参入意欲を高めた事業が多く存する一方、係る方策がかえって競争性を阻害した例も散見

課題＝個々の事業や地域の特性等を踏まえ、事業期間や委託内容を検討すべき等

○ 政策体系を念頭に置いた議論

政策目的等、政策体系を念頭に置いた議論の進め方について整理。また、選定に至った経緯を整理し、実施要項上の改善策について議論を深化。

（審議資料の再構成（議論すべき論点の設定））

○ 民間事業者の創意工夫を發揮しうる環境

民間事業者の創意工夫を引き出すための仕組み（性能発注や代替提案、民間企業へのインセンティブ）について整理。

（標準例の改正・各事業の実施状況の整理）

○ 実施要項案検討にあたっての各種論点・これまでの議論の整理

（標準例の改正・各事業の実施状況の整理）

4. 評価

現状＝対象事業が法の目的を達成したか確認するとともに、目的を達成できなかった事業については次期事業に向け課題を指摘したところ。

課題＝実施要項審議の際議論した点のフォロー／市場化テスト前後の比較のみならず、事業の内容を政策評価等の観点からも検証し、次期につながる議論をすべき等

○ 政策体系を念頭に置いた議論

○ PDCAサイクルの強化

（実施要項審議に議論された論点のフォロー／新プロセス・終了プロセスの運用の見直し（一定期間経過後の総括的検討））

○一般的な公共の入札において不落・不調が生じている一方、市場化テスト事業においても同様の案件が散見＝官民間でのコストやリスクの認識の相違や昨今のコスト増等が考えられ、監理委員会ではその原因分析等審議を深め、発注者では入札の実施にあたっては市況調査を徹底すべきとの指摘

○AI・IoTの進展によるサービスの内容や官民分担の変化、またCSVなどといった公共サービスの質について新しい動向が見られ、民間事業者の創意工夫として事業に活かさないか検討

<資料編>

資料 7:「政府統計における民間委託の現況と今後の展開」

(総務省政策統括官室基本計画担当)

政府統計における民間委託の現況と今後の展開

総務省政策統括官室基本計画担当

1

【本日の講演内容】

1. データからみた公的統計のリソースと民間委託の現況
～ データから現況をみると ～
2. 政府における統計の品質保証及び民間委託に係る検討・体制
～ 公的統計の民間委託をより理解するために～
3. 中長期的な今後の公的統計を取り巻く展開
～ 最近の統計改革の動向から ～
4. 本日の講演のまとめ

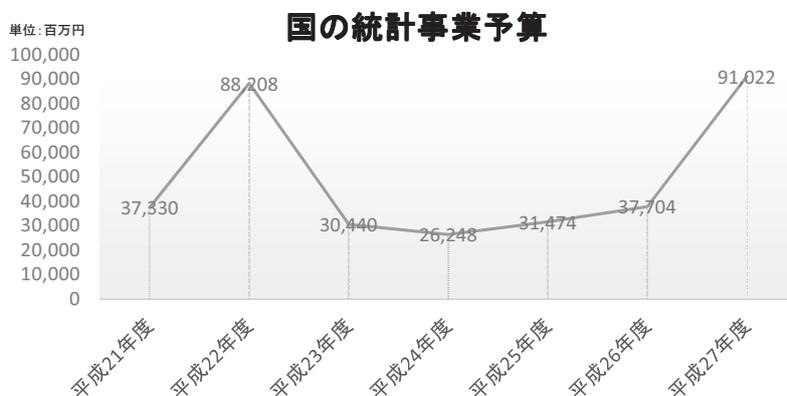
2

1. データからみた 公的統計のリソースと民間委託の現況 ～ データから現況をみると～

1-1 データからみる公的統計に係るリソースの現況

		平成22年4月1日	平成27年4月1日
国の統計職員数	人 数	3,801	1,925
	割合 当該年/5年前)	0.64	0.51

・ 5年間に、主に統計業務に携わる職員の数は、ほぼ半減（10年前と比べるとほぼ1/3に減少）



・ 国の統計事業予算は、ほぼ横ばい（予算は、国勢調査を中心に、5年で循環）

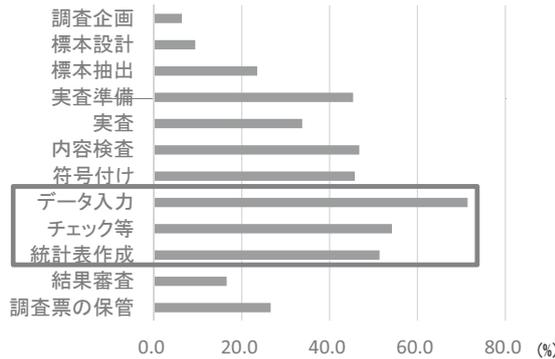
⇒ 国の統計職員数は大幅な減少傾向にある一方、統計事業予算は短期的にはそれほど大きく変動していない状況（長期的には減少傾向）

※出典：総務省政策統括官(統計基準担当)HP

1-2-1 データからみる5年前の公的統計の民間委託の状況

平成22年度		統計事務の種類別件数											全統計調査件数	
		調査企画	標本設計	標本抽出	実査準備	実査	内容検査	符号付け	データ入力	チェック等	統計表作成	結果審査		調査票の保管
府省全体	当該事務が存在する統計調査件数	219	159	153	205	219	216	94	210	214	216	217	218	219
	うち民間委託を実施しているもの	14	15	36	93	74	101	43	150	116	111	36	58	175
	(割合:%)	(6.4)	(9.4)	(23.5)	(45.4)	(33.8)	(46.8)	(45.7)	(71.4)	(54.2)	(51.4)	(16.6)	(26.6)	(79.9)

・5年前は、約80%の統計調査が何かしらの統計調査業務を民間委託していた



統計調査業務を内訳にみると、

- ・「データ入力」を筆頭に、「チェック」、「統計表作成」が民間委託の中心
- ・「実査準備」、「内容審査」などは委託率は5割を下回る

- ・「標本設計」、「標本抽出」、「実査」などの上流・中流工程に至っては委託率は低かった

⇒ 5年前は、一部の統計調査業務のみを

委託する傾向

※出典:22年度法施行状況報告(総務省政策統括官(統計基準担当))

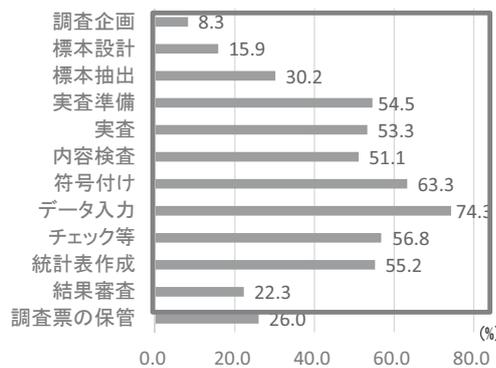
5

1-2-2 データからみる公的統計の民間委託の現況

平成27年度		統計事務の種類別件数											全統計調査件数	
		調査企画	標本設計	標本抽出	実査準備	実査	内容検査	符号付け	データ入力	チェック等	統計表作成	結果審査		調査票の保管
府省全体	当該事務が存在する統計調査件数	230	164	159	220	229	227	79	218	229	230	229	227	230
	うち民間委託を実施しているもの	19	26	48	120	122	116	50	162	130	127	51	59	191
	(割合:%)	(8.3)	(15.9)	(30.2)	(54.5)	(53.3)	(51.1)	(63.3)	(74.3)	(56.8)	(55.2)	(22.3)	(26.0)	(83.0)

・直近は、約83%の統計調査が何かしらの統計調査業務を民間委託

・5年前と比べて約3%ポイント差とそれほど大きく民間委託率は変動してないが・・・。



業務	割合差 (%)
調査企画	1.9
標本設計	6.4
標本抽出	6.7
実査準備	9.2
実査	19.5
内容検査	4.3
符号付け	17.5
データ入力	2.9
チェック等	2.6
統計表作成	3.8
結果審査	5.7
調査票の保管	-0.6
全統計調査件数	3.1

統計調査業務を内訳にみると、

- ・「調査票の保管」を除く全ての業務で委託率が上昇

- ・特に、「標本設計」から「符号付け」の比較的上流・中流工程の委託率の伸びが顕著

⇒「標本設計」から「結果審査」までの統計調査業務全般について委託が増加傾向

※出典:27年度法施行状況報告(総務省政策統括官(統計基準担当))

6

1-3 データからみる公的統計に係るリソースの当面の動向(まとめ)

- 国の統計職員数は、顕著に減少しており、今後も減少傾向
- 国の統計事業予算は、長期的には減少にあるものの、短期的にはほぼ横ばいで推移しており、当面はほぼ横ばい



- 民間委託する国の統計の件数は、若干増加しており、今後も職員数の減少に伴い増加傾向
- 民間委託する統計調査業務の範囲は、拡大しており、今後は更に拡大



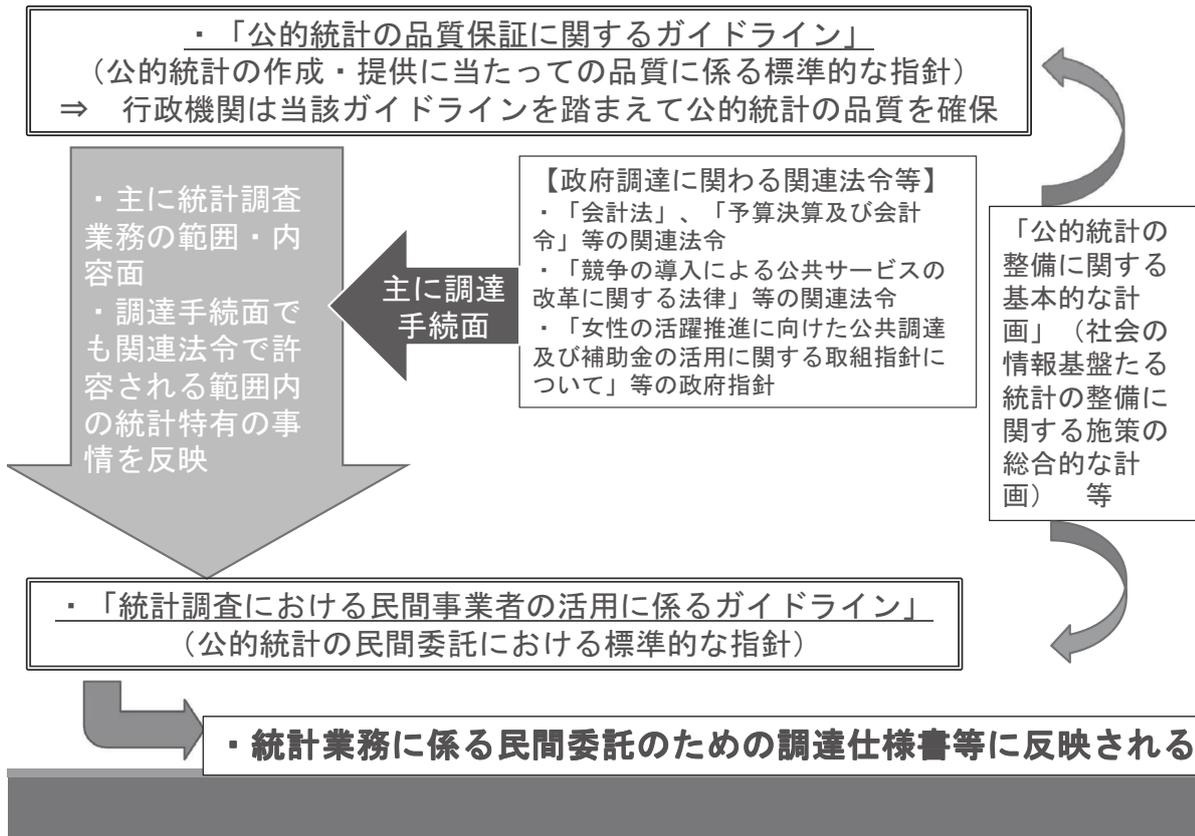
【データからみる当面の動向（まとめ）】

職員の減少に伴い、統計調査業務全般の委託が更に進む傾向。さらに、大規模調査の民間事業者への委託が進む兆候がみられる。

2. 政府における統計の品質保証及び民間委託に係る検討・体制

～公的統計の民間委託をより理解するために～

2-1 政府における公的統計の品質保証と民間委託の関係(イメージ)

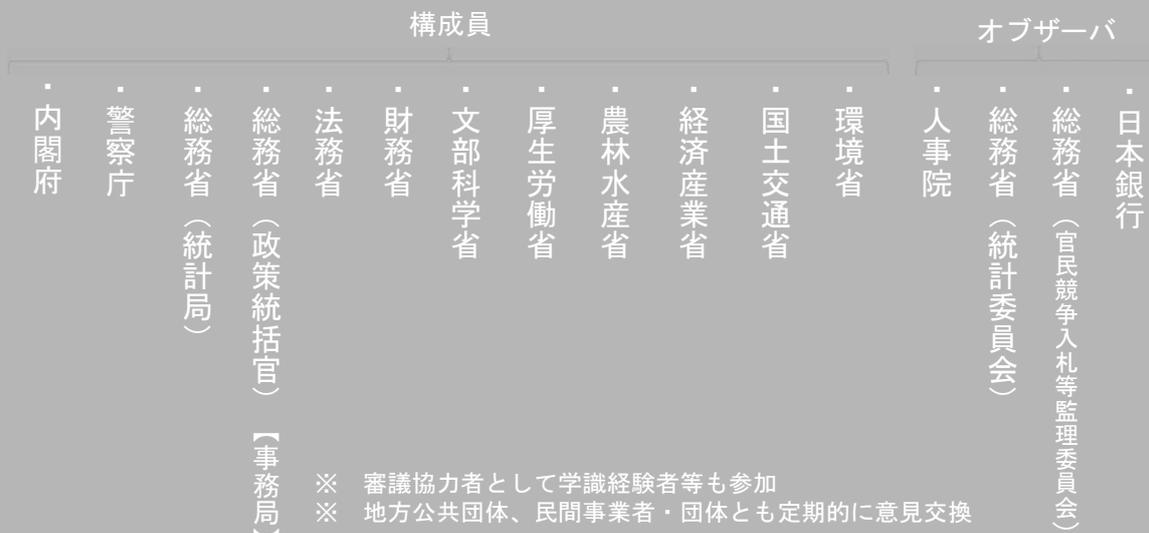


9

2-2 政府内の公的統計の品質保証と民間委託に関わる検討の体制

- 統計の品質保証及び民間委託に関する事項については、具体的な内容を以下のような体制で検討

【「統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するワーキンググループ」等の会議体】



10

2-3 統計の品質保証に関わる会議体で主に検討される事項・内容

【統計の品質保証に係る主な検討事項】

- 統計利用者への情報提供のあり方

統計の目的・対象、利活用事例、作成方法、結果精度、利用上の注意など、統計利用者を念頭に、HP上に提供・公開すべき情報の内容（品質表示）

 - ⇒ 刻々と変化する統計利用者のニーズに応じて適切な情報を提供すること
 - ⇒ （縦割り）行政機関における提供情報の同質（同一）化
- 継続的な統計改善のために統計作成機関が実施すべき取組内容

ニーズ、正確性、適時性などの様々な観点から作成された統計の事後評価とその評価結果の反映による統計品質の改善（質の評価・改善）

 - ⇒ 社会経済情勢に応じた社会の情報基盤として、統計の有用性を確保すること
 - ⇒ 統計作成がマンネリ化しないよう統計改善の意識を高めること
- 統計調査に当たって実施すべき業務・取組内容

業務エビデンス、教育・訓練、秘密の保持・保管、データ訂正、客体への接し方など、統計調査に当たって実施すべき業務全般の視点・内容（調査の質の評価・改善）

 - ⇒ 統計調査業務の質の確保・改善すること
 - ⇒ 見えづらい統計調査業務を透明化・可視化させること（メイキング等の防止）
 - ⇒ 新たな調査手法等によって実施される統計調査の品質も確保すること など

・ 検討結果は「統計の品質保証に関するガイドライン」等へ反映

11

2-4 統計の民間委託に関わる会議体で主に検討される事項・内容

【統計の民間委託に係る主な検討事項】

- 民間委託の裾野の拡大等のための方策

優れたノウハウ等を持つ事業者が参加しやすい入札環境の整備、履行時に事業者のノウハウ等を発揮しやすい環境の整備、政府と民間事業者が統計を通じて共に発展していくための方策など

 - ⇒ 会計法等の枠組み内で、より多くの優れた事業者に入札に参加してもらうこと
 - ⇒ 民間委託（入札時、履行時）において過度に制限や負荷を課さないこと等
 - ⇒ 政府と民間事業者が委託を通じて共に切磋琢磨し、お互いの統計技術・ノウハウを発展させること
- 公的統計として維持・改善するために民間事業者に求める内容

統計に関する国際的な認証・資格の設定、総合評価落札方式等で評価すべき内容、統計精度・回収率等の目標値の設定、業務委託に当たり定めるべき事項・業務内容等

 - ⇒ 事業者の優れたノウハウ等を有効かつ効果的に公的統計に適用できるようにすること
 - ⇒ 委託経費と求める業務・量とのトレードオフの関係等に留意しつつ、民間委託する統計調査を公的統計としての品質を維持・改善すること

・ 検討結果は「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」等へ反映

12

2-5 今後に導入される予定の民間委託のための対策（概要）①

【民間委託の裾野の拡大等のための方策】

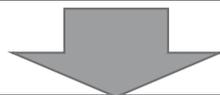
- 複数の事業者の共同による入札
統計調査業務を委託するに当たり、ジョイント・ベンチャー形態の入札参加が可能
⇒ 今後、統計調査業務の一括委託の増加等を想定し、複数の事業者が共同で入札参加する仕組みが全府省に拡大される可能性（現在は、1府省のみ導入）
- 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の一部緩和
現在の全省庁統一資格は、予定価格によって必要な資格が定まっているが、その要件が引下げられ、一部緩和される可能性
（例：A資格が必要な調達にB資格以上の事業者が参加できる）
⇒ 比較的零細事業者でも入札が参加しやすくなる環境へ
- 開示する過去の民間委託情報の充実化
要した人員（事務従事者・調査員の配置数など）、使用施設・設備（執務室、コールセンターの面積など）、調査の実施方法（調査用品の数、照会・督促の件数、オンラインの報告件数）などの情報を開示
⇒ 事業者が見積もり等をしやすくし、入札参加のメリット等を把握し易い環境へ
など

13

2-5 今後に導入される予定の民間委託のための対策（概要）②

【公的統計として維持・改善するために民間事業者に求める内容】

- 公的統計の受託者による内部的な監査等の実施
業務エビデンスに基づく受託者側の内部的な監査（社内第三者部門）又は自己的な評価（業務実施者による自己評価）を実施
⇒ 過度の負担とならないように、業務エビデンスは、通常、業務履行時に残される記録を利用し、委託者の求めた業務との一致性を監査・自己評価
⇒ ISO認証取得事業者は、その認証機能を利用・活用



・各府省は、調達時に上記の入札要件や納品要件の導入を検討し、平成29年度から順次、調達手続き、仕様書等に反映していく

14

2-6 検討されたが導入されなかった民間委託のための対策（概要）

【民間委託の裾野の拡大等のための方策】

○官民人事交流制度を利用した人材交流

人事交流により事業者と府省の統計調査に関する知識・ノウハウ等の融合、相互理解の深化による統計調査の課題抽出などのメリットがあり、統計全体の品質に好影響

【当該制度を活用した人事交流の課題】

○職員数が減少する中、国側の体制が維持できず、統計の品質低下を招く恐れ

⇒ 府省全体で短期的に更なる職員数の減少を加速させる可能性

○単年契約の委託が多く、人事交流期間が1年未満と、知識・ノウハウ等の融合機能が働かない可能性があること

⇒ 国庫債務負担行為などの複数年契約が進めば可能であるが、政府会計は単年度が原則であり、交流期間を一定程度確保するための対策が取れない

○交流期間後の事業者内の展開、事業者の受託状況が人事交流の効果の鍵を握るが、官民ともにコントロールができないこと

⇒ 委託・受託のない状況での知識・ノウハウの融合等の効果の確保するための対策が取れない

・ 課題を解決できず、当該制度を活用して府省全体で取り組むことは現状困難

3. 中長期的な今後の公的統計を取り巻く展開 ～ 最近の統計改革の動向から ～

3-1 統計改革推進会議の発足

(出典: <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/toukeikaikaku/index.html>掲載資料より作成)

○統計改革推進会議

政府全体における証拠に基づく政策立案（EBPM）の定着、国民のニーズへの対応等の観点から、抜本的な統計改革及び一体的な統計システムの整備等を政府が一体となって強力に推進するために必要な検討を行うことを目的に設置された閣僚の会議体（平成28年1月下旬に設置）

⇒ 統計改革で大規模な閣僚会合を開催するのは初めてのこと

【統計改革推進会議 構成員】

議長 内閣官房長官
 構成員 行政改革担当大臣
 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
 総務大臣
 財務大臣
 経済産業大臣
 日本銀行総裁
 有識者（大学教授等9名）

【会議の進め方（案）】

平成28年12月21日 「統計改革の基本方針」決定
 平成29年1月24日 「統計改革推進室」設置
 2月3日 第1回統計改革推進会議
 4月中旬目途 中間報告
 5月中旬目途 具体的な方針を取りまとめ

↓
 骨太方針
 （概算要求等）

（法律改正の検討等改革の推進）

12月以降 進捗状況をチェックし、改革を後押し

3-2 統計改革の現状と課題（主なもの）①

(出典: <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/toukeikaikaku/index.html>掲載資料より作成)

検討項目	現状	課題
1. EBPM推進体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 統計等が政策立案に十分に使われておらず、EBPM（証拠に基づく政策立案）が定着しない 統計作成部局と政策立案部局との連携が不十分 EBPMを推進するための体制・人的資源が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> EBPMを徹底する方針の確立 統計ユーザのニーズが統計作成部局に伝達され、統計の改善、更なる政策立案につながる仕組みの確立 EBPMの推進のための体制整備
2. 生産面を中心に見直したGDP統計への整備	<ul style="list-style-type: none"> 現在のGDPのベースとなっている産業連関表について、精度確保に限界という指摘。 日本以外のG7諸国では、産業連関表のSUT（供給・使用表）体系への転換により精度確保に対応。 	<ul style="list-style-type: none"> SUT体系への転換には、産業・商品分類の整備や一次統計の見直しと拡充が必要 SUT体系転換には、①開発と作成のためのリソース（人員、人材、予算）の抜本的な拡充②地方公共団体や調査報告者（企業等）の理解と協力が必要。
3. GDP統計の精度向上等経済統計の改善	<ul style="list-style-type: none"> 関係各省庁（日銀を含む）、有識者の検討を経て、昨年末経済財政諮問会議で「統計改革の基本方針」の別紙Ⅰ（GDP統計に用いられる基礎統計の改善）及び別紙Ⅱ（GDP統計の加工・推計手法等の改善）で、詳細な改善項目を決定したところ。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記取組方針に基づき、別紙Ⅰ、Ⅱ等の課題や更に取り組むべき改題について、統計委員会で精査・具体化し、着実に実行する。 （特に会議として検討すべき課題がある場合には、今後追加）

3-2 統計改革の現状と課題（主なもの）②

（出典：http://www.kantei.go.jp/jp/singi/toukeikaikaku/index.html掲載資料より作成）

検討項目	現状	課題
4. 統計システムの再構築（利用者視点に立った信頼性向上等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府統計が政策立案に十分使われていない、使われ得るものとなっていないとの指摘 ・ 政府統計の公表、データ提供等に関し、利用者ニーズが十分反映されていないとの指摘 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策立案を支援する政府統計の確率と利用者視点に立った見直しのための枠組みが必要 ・ 官民の統計利用者のニーズを把握し、それを反映していくための枠組みが必要
5. 統計行政部門の構造的課題への対応（人員・予算等の検討、人材の育成・確保、業務の効率化等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計調査の回収率の確保のためには、報告者の理解を得る必要があるが、従来から統計調査の負担感・重複感等が大きいとの指摘 ・ GDP統計の整備、EBPM促進等の改革を継続的に支えるリソースが不十分との指摘 ・ 政府全体のスリム化の一環で統計部門もスリム化した結果、体制が弱体化したとの指摘 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告者の負担軽減や業務効率化等の一層の徹底が必要 ・ GDP統計の整備等を支える人員、予算等の集中的・重点的な確保が必要 ・ 統計を戦略的に政策に利活用できる人材と、将来の統計の継続的改善を担う専門的な統計人材の確保・育成が必要

19

3-3 統計改革による民間委託への今後の影響（予想）①

【統計作成の体系（ツール・手法）の再構築】

○統計精度向上・報告者負担軽減・業務効率化等のため、ビッグデータ・民間統計等の他データの利活用促進、オンライン調査の更なる推進、統計技術の高度化等により、統計作成の体系が変わる

- ⇒ 今以上のICTを活用した統計作成技術の開発
- ⇒ 統計調査以外のデータの収集を行い統計作成へ利活用
- ⇒ オンライン（インターネットを経由するツール）回答が中心となり、郵送・調査員などの調査方法の見直し
- ⇒ 精度向上により利用される統計技術（設計・集計技術）が高度化



中長期的には、新たなICT技術を活用した統計データの収集、調査方法の変更、統計作成方法の変更等が進み、これまでとは異なる業務の発生、増加

20

【統計の人員・予算等の見直し】

○GDP統計に関わる統計やその他政策立案に重要な統計への人員・予算等の集中化・重点化、統計改善・政策活用できる人材の確保・育成等が行われ、人員・予算等が再配置・再配分される

⇒ GDP統計を軸とした関連統計にリソースを投入

⇒ 専門的な知識・技術を持つ人材の確保



中長期的には、

- ・ GDP統計等に関わる統計の精度向上を目指したリソースの集中的な投入
- ・ 国の機関における人材の確保・育成には限界があり、民間も含めた外部人材への依存度が高まる。

4. 本日講演のまとめ

4 本日の講演のまとめ

【民間委託の今後の動向（個人的な予想）】

○職員の減少に伴い、民間事業者の優れたノウハウやリソースの効果的かつ適正な活用を求め、統計調査業務全般の民間事業者への委託が更に進む



公的統計の改革

○中長期的には、

- ・新たなICT技術・統計技術の活用により、公的統計の調査方法及び作成方法の変更等が求められていく

- ・それらに対応できる質の高い専門的な人材の確保・育成が委託側、受託側双方に求められていく

ご清聴ありがとうございました。

<資料編>

資料 8:委員会等の傍聴資料

- 8.1 事業所母集団情報の整備に係る見直しについて（第 70 回基本計画部会）**
- 8.2 統計法遵守に係る各府省等所管の統計調査等一斉点検の結果について（第 108 回統計委員会）**

事業所母集団情報の整備に係る見直しについて

平成28年 7 月26日
総務省統計局



Copyright (c) Statistics Bureau, 2016. All rights reserved.

事業所母集団データベースの概要

平成28年 7 月
総務省統計局

◇ 事業所母集団データベース整備の背景等

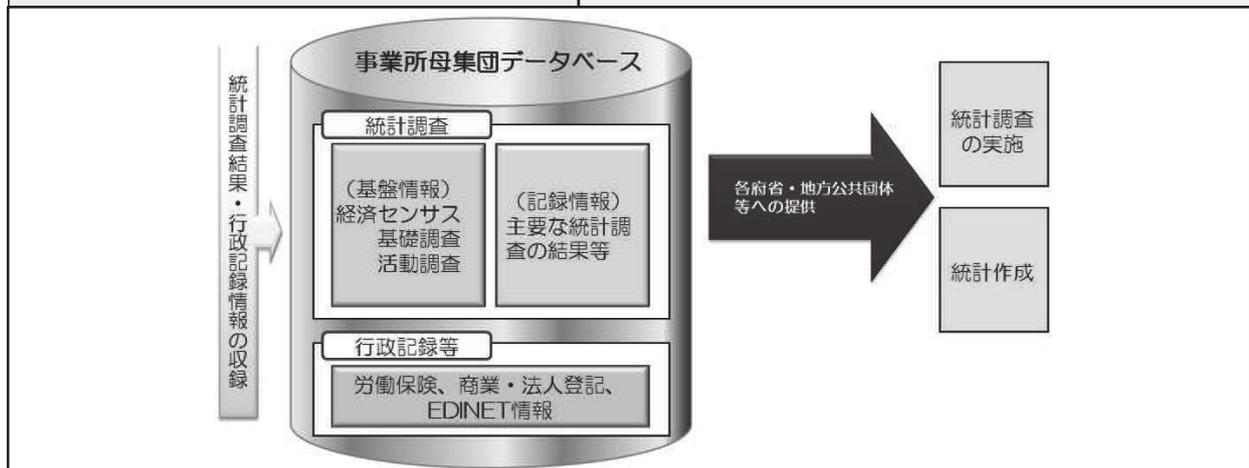
- 統計法第27条第1項に基づき、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、総務大臣が整備
- 統計法第27条第2項に基づき、事業所に関する統計調査の対象の抽出又は事業所に関する統計の作成を行うため、国の行政機関、都道府県、政令指定都市等に母集団情報を提供

【これまでの経緯】

- ・平成23年3月「事業所母集団データベースの整備方針」を総務大臣決定
- ・平成25年1月 事業所母集団データベースの開発を完了
- ・平成26年1月から母集団情報（年次フレーム）の提供を開始

◇ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」における具体的施策

- 平成28年経済センサス - 活動調査と平成33年同調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査の在り方について、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえ検討する。
- 新たな行政記録情報等の活用や企業への直接的な照会などにより企業組織構造の変化を経常的に確認する方法について検討し、母集団情報の効果的かつ効率的な整備を推進する。また、これらの取組に当たり、専門性を持つ人材の育成や体制整備等に努める。
- 事業所母集団データベースを活用して、我が国の事業所・企業の実態を把握する統計に加え、事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計を作成する。また、地理情報の活用等についても研究を推進する。



事業所母集団情報の整備に係る見直し方針（1/3）

平成28年 7月
総務省統計局

母集団情報の整備に資する統計調査（経済センサス-基礎調査）の現状

- 5年に1度、全国約7万人の調査員を臨時に動員して全ての事業所の情報を収集
- 併せて、支社事業所を有する本社事業所に対して、本社及び傘下の支社情報を郵送により一括で調査
- その後、データ審査等を経て、約1年半後に各府省・地方公共団体に対して事業所母集団情報を提供
- 一方、諸外国（イギリス、カナダ、アメリカなど）では、政府の専門職員が双方向的なシステムや電話、電子メール等で企業から直接情報を収集するプロファイリング活動を実施

学識経験者を交えた研究会の検討結果

抜本的な見直しの方針

- 調査をこれまでの5年に1度の実施から毎月実施へ
- 主要な企業の組織構造の変化や中核的な情報については、諸外国の先進的な取組であるプロファイリング活動を我が国においても実施することで把握
- 調査員調査については、現行よりも格段に少ない調査員による毎月の経常的な業務体系に改め、複数年度にわたって全調査区を順次調査し、事業所の開廃状況を把握
- 併せて、電子地図やタブレット端末等のICTを積極的に活用

効果

- 主要な企業の組織構造などの中核的な情報を適時的確に把握
- 最新の状況を反映した母集団情報を毎年、1年以内に各府省・地方公共団体に提供
- 調査員の安定的な確保及び業務習熟度の向上
- ICTの活用による業務の効率化・高度化

平成31年度からの本格的実施を目指す

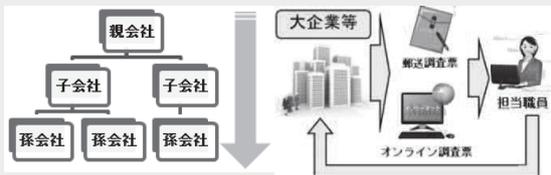
事業所母集団情報の整備に係る見直し方針（2/3）

平成28年 7月
総務省統計局

- 母集団情報の整備に資する統計調査（経済センサス-基礎調査）については、以下の2つの調査を毎月経常的に実施
- 併せて、我が国の事業所・企業の実態をよりの確に把握・提供するための統計を毎年度作成

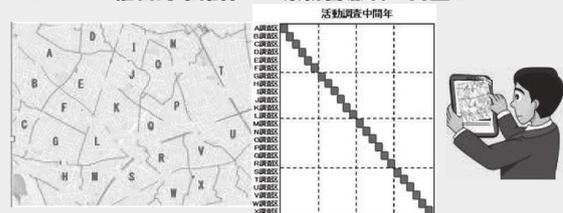
企業構造・活動状況に関する調査（国の直轄調査）

- 主要な企業グループ等について、本所・支所等の企業構造と売上高、従業者数などの企業活動状況に関する基本的事項を把握
- ✓ 主要な企業グループのトップに位置する企業に対して、専任の担当職員を当て、中核的な情報や組織構造を適時的確に把握するプロファイリング活動を実施
- ✓ プロファイリング活動のための人材育成及び体制整備を行う



事業所の開業・廃業状況に関する調査（地方公共団体経由の調査）

- 全国の事業所の開廃状況を実地に把握
- ✓ 調査区等の地域ごとに期日を設け、全調査区を順次調査するローリング調査を実施
- ✓ 存続・廃業事業所については活動状態を外観から確認
- ✓ 新設事業所については調査票等を配布して調査
- ✓ 上記の状況を調査員用端末を用いて瞬時に送信
- ✓ 調査員の継続的な確保及び業務習熟度の向上を図る



事業所母集団情報

- 各府省等に提供する年次フレームの精度向上
- ⇒ 主要企業については企業グループ単位で最新の情報を収録

※ 専従の従業者がおらず企業として自前の設備を有していない法人などは現在収録していないが、今後は収録を検討

事業所・企業関連統計

- 規模別、属性別等の事業所数等を把握する統計について適宜推計を行うことで、小地域単位に毎年度作成
- 観光地等の地域特性に応じた特別集計などニーズに応じて柔軟かつ機動的に対応

今後の予定

- ✓ 平成31年度からの本格的実施を目指し、引き続き、事業所母集団データベース研究会等において具体化に向けた課題等の検討を行う
- ✓ 効率的・効果的な調査手法等について実地に検証を行うため、地方公共団体の協力を得た上で**平成29年度に試験調査を実施**する予定
- ✓ ICTを活用した業務の効率化・高度化を目指し、電子地図や調査員用端末を導入した**情報システムを新たに構築**する



統計法遵守に係る各府省等所管の統計調査等 一斉点検の結果について

平成29年 4月20日

総務省政策統括官（統計基準担当） 室

経緯及び点検方法等

経緯

平成28年12月に発覚した経済産業省所管の繊維流通統計調査の不適切な処理を契機に、29年1月に各府省に対し、統計法遵守に係る各府省等所管の統計調査等一斉点検を実施

点検方法等

点検対象：基幹統計調査及び一般統計調査並びに統計調査以外の方法により作成する基幹統計の全て

点検方法：各府省に対し、統計法に基づいて承認された調査計画の内容又は通知された内容と実際の内容との間に相違があるか、相違がある場合はその内容について報告を求め、当該報告に疑義がある場合は更に詳細に報告を求めた。

点検期間：平成29年1月11日～1月20日（点検期間後、報告内容に疑義がある場合は更に詳細に報告を求めた。）

点検結果の概要

- 報告件数は372調査、5統計（統計調査以外の方法による基幹統計）

統計調査（372調査）の内訳
基幹統計調査…51
一般統計調査…233
すでに終了している一般統計調査…88

- 繊維流通統計調査のように公的統計の信頼を損なうような例はなかった。

※繊維流通統計調査における不適切な処理について

- ・昨年末、経済産業省所管の一般統計調査である繊維流通統計調査について、①過去のデータを長期間そのまま使用する、②これらの数値の一部について6年かけてゼロにする、といった不適切な処理が行われていることが判明した。
- ・この不適切な処理の結果、毎月公表している統計調査の数値と、実際に企業から回答のあった数値に大きな乖離があることが確認された。（この内容については、昨年12月26日に経済産業省が公表）

- 承認された調査計画の内容と実際の内容との間に相違があり、手続上の問題がある例は上記372調査のうち138調査

※ 別添1及び2参照。

- 問題のある相違の例 ※（ ）内は該当する調査数

- ・公表の遅延（95調査）
- ・報告者数(調査対象者数)の変更（13調査）
- ・報告を求める期間の変更（24調査）
- ・予定されている集計事項（公表内容）の一部未公表（12調査）

※事例の各件数については、1統計調査で複数の事例に該当している場合があり、問題のあった統計調査の数と事例の合計件数は必ずしも一致しない。

3

総務省としての今後の対応

【各府省に対する指導の徹底】

- 承認された調査計画の内容と実際の内容との間に相違があったものについて、具体的に各府省に相違の内容を示し、統計法上の手続遵守を徹底するとともに、今後の変更承認申請において、各府省に対し必要な指導を個別に実施

【再発防止策の強化】

- 主要な統計調査について、改善のPDCAスキームを今年度から実施し、統計精度の観点から調査内容をチェック
- 政策統括官（統計基準担当）が行う、統計調査の承認プロセスにおいて、事後のチェックに重点を置いた仕組みを構築

4

— 禁 無 断 転 載 —

「公的統計市場に関する年次レポート 2016」

— 公的統計調査のプロセス保証に向けて —

2017年 5 月31日発行

発行所:一般社団法人 日本マーケティング・リサーチ協会
公的統計基盤整備委員会

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-9-9 石川ビル 2F

電話 (03) 3256-3101

FAX (03) 3256-3105

<http://www.jmra-net.or.jp>

©Copyright, 2017; JMRA, ALL Rights Reserved